

特定小売供給約款変更認可申請書

2022年11月25日

中国電力株式会社

特定小売供給約款変更認可申請書

販販計 第46号
2022年11月25日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
代表取締役 瀧本夏彦
社長執行役員

平成26年改正法附則第18条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款の変更の認可を受けたいので申請します。

変更の内容	別紙 電気特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	2023年4月1日

別紙

電気特定小売供給約款

2023年4月1日実施

中国電力株式会社

電気特定小売供給約款

目次

I 総 則	1
1 適 用.....	1
2 供給約款の認可および変更.....	1
3 定 義.....	1
4 単位および端数処理.....	3
5 実 施 細 目.....	4
II 契約の申込み	5
6 需給契約の申込み.....	5
7 需給契約の成立および契約期間.....	5
8 需 要 場 所.....	6
9 需給契約の単位.....	6
10 供 給 の 開 始.....	7
11 供 給 の 単 位.....	7
12 承 諾 の 限 界.....	7
13 需給契約書の作成.....	7
III 契約種別および料金	8
14 契 約 種 別.....	8
15 定 額 電 灯.....	8
16 従 量 電 灯.....	11

17	臨時電灯	15
18	公衆街路灯	20
19	低圧電力	25
20	臨時電力	29
21	農事用電力	31
IV 料金の算定および支払い		39
22	料金の適用開始の時期	39
23	検針日	39
24	料金の算定期間	40
25	使用電力量の計量	40
26	料金の算定	42
27	日割計算	43
28	料金の支払義務および支払期日	43
29	料金その他の支払方法	45
30	延滞利息	47
31	保証金	47
V 使用および供給		49
32	適正契約の保持	49
33	力率の保持	49
34	需要場所への立入りによる業務の実施	49
35	供給の停止	50
36	供給停止の解除	51
37	供給停止期間中の料金	51

38	違 約 金	51
39	制限または中止	51
40	損害賠償の免責	52
41	設 備 の 賠 償	52
Ⅵ 契約の変更および終了		53
42	需給契約の変更	53
43	名 義 の 変 更	53
44	需給契約の廃止	53
45	需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう 料金および工事費の精算	54
46	解 約 等	56
47	需給契約消滅後の債権債務関係	56
Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担		57
48	供給方法および工事	57
49	工事費負担金等の申受けおよび精算	57
附	則	58
別	表	64

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低

圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(10) その他季

毎年4月1日から6月30日および毎年10月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。

(11) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(12) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月

1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力、農事用電力Aまたは農事用電力Bについては、19（低圧電力）（4）を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。また、農事用電力Cで契約負荷設備の総入力値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切

り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立し

た日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

(3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のため

の措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
		C
	電 力 需 要	低 圧 電 力
臨 時 電 力		
農 事 用 電 力		A
		B
		C

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	110円00銭
---------	---------

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	103円40銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	180円40銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	334円40銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	488円40銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	796円40銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	398円20銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	350円90銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	589円60銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	294円80銭

16 従量電灯

(1) 従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- (ハ) 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) および (ハ) に該当し、かつ、(ロ) の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の

実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	496円91銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	31円39銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	40円95銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	44円08銭

ホ その他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別す

るための装置を取り付けることがあります。

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定さ

れた燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	429円00銭
---------------------	---------

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	28円42銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37円54銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円37銭

17 臨時電灯

（1） 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するも

のといたします。)が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)によって、1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円66銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	23円32銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	23円32銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	233円20銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	233円20銭

ニ その他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

- (イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。

ロ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定さ

れた再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	759円00銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	48円49銭

ハ その他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルト

アンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	471円90銭
-------------------	---------

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	44円41銭
------------	--------

ハ その他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イ

によって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

（イ） 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	104円50銭
---------	---------

（ロ） 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	97円90銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	171円60銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	320円10銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	467円50銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	763円40銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	381円70銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみな

して電灯料金を適用いたします。

- c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	336円60銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	566円50銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	283円80銭

ハ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いた

します。

(イ) 使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	478円50銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	30円14銭

ハ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離し

て施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものといたします。

(3) 公衆街路灯C

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料

価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）
（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの
のといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく
電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	412円50銭
-------------------	---------

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	27円29銭
------------	--------

ニ その他

（イ） 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離し
て施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、
技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合
は、一括して公衆街路灯Cを適用することがあります。

（ロ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯B
に準ずるものといたします。

19 低圧電力

（1） 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量
（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または
契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）

と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計に（ロ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、（ロ）の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3

(離島ユニバーサルサービス調整) (1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,110円45銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	27円95銭	25円41銭

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはでき

ません。

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調

整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

契約電力1キロワット1日につき	334円40銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

（イ）基本料金

基本料金は、1月につき19（低圧電力）（5）イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）（5）イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	33円54銭	30円49銭

(4) その他

- イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農事用電力

(1) 農事用電力A (かんがい排水需要)

イ 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

（イ） 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	769円62銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	21円64銭	19円67銭

ニ その他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力B（脱穀調整需要）

イ 適用範囲

農事用の脱穀調整のために動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

料金は、1年につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
最初の30日まで	5,505円50銭	7,914円50銭	12,848円00銭	17,820円00銭	21,263円00銭	24,728円00銭
30日をこえる 1日につき	49円50銭	77円00銭	170円50銭	258円50銭	363円00銭	456円50銭

(ロ) 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）（5）イおよびロによって算定された金額（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたもののならびに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

ハ その他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者

等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(3) 農事用電力C (育苗・栽培需要)

イ 適用範囲

農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要で、契約電力が50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトまたは交流単相2線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

ニ 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合には定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料

(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の1月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

ホ その他

- (イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。
- (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検針日

検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日を検針を行なうことがあります。
- (4) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、口の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3) の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4) イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4) ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）（7）の場合の料金の算定期間は、（1）に準ずるものといたします。この場合、（1）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cの料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに（5）および（6）の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消

減日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。

イ 23(検針日)(2)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 23(検針日)(6)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23(検針日)(7)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

- ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。
 - ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。
- (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
 - (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
 - (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
 - (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
 - (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 24(料金の算定期間)(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

(1) 当社は、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表7（日割計算の基本算式）（1）イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）（1）ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分については、別表7（日割計算の基本算式）（1）ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）（1）ニにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 26（料金の算定）（1）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）（1）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）（6）

の場合の料金または25（使用電力量の計量）（1）イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）（6）の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）（7）の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

- ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cの場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。
- ハ 29（料金その他の支払方法）（6）の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計（農事用電力Aおよび従量制供給の農事用電力Bの場合は、基本料金の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（2）お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

（3）支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日とい

たします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

- (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、原則として、当社が指定した金融機関等を通じてイ、ロ、ハまたはニにより支払っていただきます。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ニ 当社が請求情報および支払方法を電磁的方法を用いてお客さまに通知し、お客さまが通知された支払方法によって料金を支払われる場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロ、ハまたはニにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から

引き落とされたとき。

ロ (1) ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1) ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ニ (1) ニにより支払われる場合は、お客さまが当社の通知した支払方法による支払い手続きを完了したとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 23（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当す

る金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）（1）イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に

相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要

な業務

35 供給の停止

(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ヘ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ト お客さまがその他この供給約款に反した場合

36 供給停止の解除

35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

37 供給停止期間中の料金

35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯Aおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

38 違 約 金

- (1) お客さまが35（供給の停止）（3）イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

39 制限または中止

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、お客さまの電気の使用を制限し、または中止することがあります。この場合、当社は料金

の減額は行ないません。

40 損害賠償の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または46（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

41 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - イ 修理可能の場合
修理費
 - ロ 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

42 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

43 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

44 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

- (2) 需給契約は、46（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

45 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

(1) お客さま（定額電灯、従量電灯A、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契

約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものいたします。

- (2) (1) の場合で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等から工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

46 解 約 等

- (1) 35（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、44（需給契約の廃止）(1) による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

47 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担

48 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

49 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等から、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、お客さまから、その金額を原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社もしくは当該一般送配電事業者等が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等から、工事完成后、当該工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、託送約款等に定めるところにより、当社が当該一般送配電事業者等から費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、2023年4月1日から実施いたします。

2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aを適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

3 農事用電灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の供給約款附則3（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受け、電照栽培のための電灯を毎年、一定期間を限り、1月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 料 金

料金は、定額電灯または従量電灯の該当料金（電気を使用する場合のもの

といたします。) から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いた金額の10パーセントを割増ししたものに、定額電灯または従量電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものを適用いたします。ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、定額電灯または従量電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、定額電灯または従量電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、定額電灯または従量電灯に準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、定額電灯または従量電灯に準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金(定額電灯に準ずる場合は、需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計の1月分とし、その1年の契約負荷設備の総容量が最も大きいときの契約負荷設備によって算定いたします。また、従量電灯に準ずる場合は、最低料金または基本料金の1月分とし、1年の契約容量の最大値によって算定いたします。)を下回らないものいたします。

- (2) 電気の供給を再開し、または休止した場合の料金は、27(日割計算)に準じて日割計算をいたします。
- (3) 1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (4) 9 (需給契約の単位) (1)、24 (料金の算定期間) (2)、28 (料金の支払義務および支払期日) (1) ロ、29 (料金その他の支払方法) (8)、別表2 (燃料費調整) (1) ハ (ロ) および別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ハ (ロ) については、臨時電灯に準ずるものといたします。
- (5) 35 (供給の停止) (3) ハおよびホについては、農事用電力に準ずるものといたします。
- (6) その他
- イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、1月以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。
- ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- ハ その他の事項については、定額電灯または従量電灯に準ずるものといたします。

4 料金前払契約についての特別措置

(1) 適用範囲

定額電灯または公衆街路灯Aとして電気の供給を受け、料金を口座振替により支払われ、かつ、お客さまが料金前払契約（以下「前払契約」といいます。）の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

(2) 契約の申込み

お客さまがこの前払契約の適用を希望される場合は、あらかじめこの前払契約を承認のうえ、当社が指定した様式により申込みをしていただきます。

(3) 契約の成立および契約期間

イ 前払契約は、その申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

ロ 契約期間は、次によります。

(イ) 契約期間は、前払契約が成立した日から、(4) に定める料金前払の

適用期間（以下「適用期間」といいます。）の末日までといたします。

（ロ） 契約期間満了に先だって前払契約の解約の申出がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

（4） 料金前払の適用期間

適用期間は、お客さまと当社との協議により定める月のお客さまの属する検針区域の検針日（以下「適用開始日」といいます。）から1年目の月の検針日の前日までといたします。

（5） 料 金

イ 各月の料金は、定額電灯または公衆街路灯Aによって算定された需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計から次の割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

1 需給契約ごと1月につき	22円00銭
---------------	--------

ロ 各月の料金の支払義務は、お客さまの属する検針区域の検針日に発生いたします。

（6） 前 払 額

当社は、適用開始日の翌日から起算して20日以内（以下「前払期間」といいます。）にイによって算定された前払額を申し受けます。

なお、前払期間の最終日（以下「前払期限日」といいます。）が日曜日または休日に該当する場合は、前払期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

イ 前払額は、需給契約ごとに次の金額といたします。

前払額 = (適用開始日における契約内容に応じて算定される1月の需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計 - (5)イの割引額 + 適用開始日における契約内容に応じて算定される1月の再生可能エネルギー発電促進賦課金) × 12

- ロ 当社は、前払額を各月の料金に順次充当いたします。
- ハ 当社は、既に申し受けた前払額が適用期間における各月の料金の合計に対して著しく不足すると見込まれる場合には、当該適用期間満了に先だつて、追加して前払額を申し受けます。
- ニ 当社は、前払額について利息を付しません。

(7) 前払額の精算

- イ 当社は、適用期間の末月に適用期間における各月の料金の合計と既に申し受けた前払額に差異が生じた場合には、その差額を精算いたします。
- ロ 当社は、前払契約を解約する場合を除き、イにより発生した精算額を翌適用期間の前払額に加算または減算するものといたします。

(8) 解 約

お客さまが前払契約の解約を希望される場合は、原則として、適用期間満了後に解約するものとし、適用期間中の解約はいたしません。ただし、次に該当する場合には、この前払契約を解約し、その旨をお客さまにお知らせいたします。

なお、この場合には、適用期間における各月の料金の合計と既に申し受けた前払額との差額をすみやかに精算いたします。

- イ 前払期限日までに前払額を支払われない場合
- ロ この前払契約を適用している需給契約が廃止となった場合
- ハ その他特別な事情があり、当社が必要と認めた場合

5 この供給約款の実施にともなう切替措置

- (1) この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。
- (2) この供給約款実施の際現に電気特定小売供給約款（2020年10月1日実施）の適用を受けている場合、契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除

き、この供給約款の実施期日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A、臨時電力、農事用電力 B および農事用電力 C

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ) の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって

算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times a + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$a = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、120,500円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が120,500円を上回る場合
平均燃料価格は、120,500円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (120,500\text{円} - 80,300\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日 までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日 の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日 までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日 の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日 までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日 の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日 までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日 の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日 までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日 の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日 までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日 の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日 までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日 の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日 までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の 検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日 までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の 前日までの期間
毎年10月1日から12月31日 までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の 前日までの期間
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の 前日までの期間
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の 前日までの期間

- (ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力C

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	82銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円64銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円29銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円94銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8円24銭6厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	4円12銭3厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円46銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円92銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円46銭3厘

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円32銭9厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円32銭9厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円39銭7厘
-----------------	---------

(ニ) 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	34銭9厘	69銭9厘	1円39銭7厘	2円09銭4厘	2円79銭3厘	3円49銭1厘

(ホ) 農事用電力C（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円51銭5厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円18銭5厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21銭2厘

(ロ) (イ) 以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21銭2厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times a + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$a = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平

均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (42,600\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が42,600円を上回り、かつ、63,900円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 42,600\text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が63,900円を上回る場合
平均燃料価格は、63,900円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (63,900\text{円} - 42,600\text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日 までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日 の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日 までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日 の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日 までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日 の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日 までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日 の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日 までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日 の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日 までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日 の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日 までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日 の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日 までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の 検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日 までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の 前日までの期間
毎年10月1日から12月31日 までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の 前日までの期間
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の 前日までの期間
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の 前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力C

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4銭3厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2銭1厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	2銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1銭3厘

(ロ) 臨時電灯 A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	7厘

(ハ) 臨時電力

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	8厘
-----------------	----

(ニ) 農事用電力B（脱穀調整需要）

離島基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	2厘	3厘	8厘	1銭1厘	1銭4厘	1銭8厘

(ホ) 農事用電力C（育苗・栽培需要）

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1銭3厘
-----------------	------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

離島基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	1銭7厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	1厘

(ロ) (イ) 以外の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘
------------	----

(3) 離島ユニバーサル調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

4 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

(ロ) (イ) 以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、(1) ロに準じて算定いたします。

5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧(ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管 の 長 さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999以下	40	40
1,149 〃	60	60
1,556 〃	70	70
1,759 〃	80	80
2,368 〃	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 〃	80	170	70
80 〃	100	190	90
100 〃	150	200	130
125 〃	160	290	145
200 〃	250	400	230
250 〃	300	500	270
300 〃	350	550	325
400 〃	500	750	435
700 〃	800	1,200	735
1,000 〃	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット])

は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力 (ワット) ×133.0 パーセント
45 〃	—	180	
65 〃	—	230	
100 〃	250	350	
200 〃	400	550	
400 〃	600	850	
550 〃	900	1,200	
750 〃	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換算容量 (入力 [キロワット])	
出力 (馬力)	× 93.3パーセント
出力 (キロワット)	×125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過30ミリアンペア以下	1.5
		30 ♪ 50 ♪	2
		50 ♪ 100 ♪	3
		100 ♪ 200 ♪	4
		200 ♪ 300 ♪	5
		300 ♪ 500 ♪	7.5
		500 ♪ 1,000 ♪	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	6
		300 ♪ 500 ♪	8
		500 ♪ 1,000 ♪	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	16
125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11	
	500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	19.5	
蓄電器放電式 診察用装置		コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下	2
		1.5 ♪ 3 ♪	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器 (コンデンサ内蔵型を除きます。) の場合

$$\text{入 力 (キロワット)} = \frac{\text{最大定格 1 次入力}}{\text{(キロボルトアンペア)}} \times 70\text{パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入 力 (キロワット)} = \frac{\text{実測した 1 次入力}}{\text{(キロボルトアンペア)}} \times 70\text{パーセント}$$

(5) その他

イ (1)、(2)、(3) および (4) によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 契約容量および契約電力の算定方法

16(従量電灯)(2)ニ(ロ)または19(低圧電力)(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\frac{\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)}}{\text{電圧 (ボルト)}} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\frac{\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)}}{\text{電圧 (ボルト)}} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

7 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再

生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1月の該当料金 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）（1）ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯A

$$\text{最低料金適用電力量} = 15\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯B

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

$$\text{最低料金適用電力量} = 15\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

(ニ) (イ)、(ロ) または (ハ) によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ホ) 26(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ) および (ハ) の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 26(料金の算定)(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1) ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1) イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1) ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）（7）の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの（1）イおよびロにいう検針期間の日数は、（2）に準ずるものといたします。この場合、（2）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。
- イ 電気の供給を開始した場合
- そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- ロ 需給契約が消滅した場合
- そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、（1）イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第21条第2項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 新旧料金率比較表および特定小売供給約款の変更の内容
- 3 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類

(様式第1)

- 第1表 営業費総括表
- 第3表 事業報酬総括表
- 第4表 控除収益総括表

(様式第2)

- 第1表 営業費明細表
- 第2表 事業報酬明細表
- 第3表 一般送配電事業等に係る事業報酬明細表
- 第4表 事業報酬明細表
- 第5表 控除収益明細表

(様式第3) 部門整理表

(様式第4) 販売費整理表

(様式第5) 送配電非関連費明細表

(様式第6) 送配電非関連需要明細表

(様式第7) 送配電非関連費及び送配電関連費等計算表

(様式第8)

- 第1表 特定需要原価等と料金収入の比較表

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

I 電気料金値上げの理由

当社は、お客さまの生活に不可欠なエネルギーを低廉かつ安定的に供給することを使命とし、安全性を大前提に、安定供給と経済性、環境適合の観点から、バランスの取れた電源構成を構築することで、電力の安定供給に取り組んでおります。電気料金についても、島根原子力発電所の長期稼働停止や電力小売全面自由化に伴う競争激化の中、徹底した経営効率化を進め、値上げの本格改定を行わず、2008年以降、現行の料金水準を維持してまいりました。また、昨今の需給ひっ迫に伴う燃料価格や電力市場価格の変動に対し、価格変動リスクの低減に向けた取り組みとグループを挙げた更なる経営効率化の深掘りにも最大限努めております。

しかしながら、ウクライナ情勢による燃料価格と電力市場価格の更なる高騰や燃料費調整の上限超過などにより、2022年度の個別の経常損益は1,850億円の損失、当期純損益は1,340億円の純損失となり、いずれも過去最大の赤字となる見通しです。自己資本比率についても、当年度期首の12.5%から1/3が消失し、8%程度へと急激に落ち込むこととなります。この影響は経営効率化等で吸収できる範囲を超えた桁違いなものであり、経営努力で対応できる範囲を大きく超えております。

燃料価格等の動向は依然として落ち着く気配がなく、このままでは電力の安定供給に支障をきたしかねない、まさに切迫した状況にあると受け止めており、このため、誠に心苦しい限りですが、規制料金の値上げの申請をさせていただく次第でございます。

当社といたしましては、引き続き、当社の社会的責務である、電力の安定供給やカーボンニュートラルに取り組んでまいります。

1. 燃料価格と電力市場価格の高騰による費用の増加

近年、世界的に資源価格が高騰している中、当社が主に使用する石炭、LNGの価格についてもこの影響を大きく受けており、昨今のウクライナ情勢により、その影響はさらに拡大しております。また、それに伴い、規制料金においては、燃料費調整の上限を超過する状況となっており、当社の12月分料金では販売電力量1キロワット時あたり10円程度超過しております。これは現行料金収入の3割台半ばに相当し、今後もこの水準が継続すれば、2023年度は450億円程度の負担となる見込みです。さらに、当社は、固定価格買取制度による電力の調達において、制度上、電力市場価格相当を負担しており、電力市場価格の高騰により、電力の調達費用が600億円程度増加しております。これらの要因により、当社の収支は大きく毀損しております。

2. 徹底した経営効率化の取り組みによる原価の低減

当社は、島根原子力発電所の長期稼働停止や電力小売全面自由化に伴う競争激化の中、1日でも長く現行の料金水準を維持できるよう、全社を挙げて徹底した経営効率化に取り組んでまいりました。また、遊休不動産や有価証券の売却を積極的に進めるなど、保有資産のスリム化にも取り組んでいるところです。

電気料金の原価算定期間である2023年度から2025年度においても、これまでの取り組みの成果に加え、全社を挙げた経営効率化の深掘りに最大限取り組むことにより、3か年平均で635億円のコスト削減効果を電気料金に反映しております。

各項目における具体的な効率化については、以下の通りです。

(1) 人件費

当社では、適切な業務品質の確保を前提に、人件費抑制の観点から、早期退職の実施や採用数の抑制などによる在籍人員数の削減に、継続的に取り組んでおります。人件費については、役員報酬を30%程度減額するとともに、社員の月例賃金の引き下げや賞与水準の減額を継続するなど社員年収水準の

抑制に加え、社宅・寮、保養所の廃止や今日的視点を踏まえた人事労務諸制度の見直しなど、人件費全般の抑制に努めております。

電力の安定供給に必要な人材を確保することを前提に、在籍人員数の削減および人件費の抑制に引き続き取り組んでまいります。

(2) 燃料費・他社購入電力料

当社では、最新技術およびバイオマス混焼を採用した三隅発電所2号機を導入し、経年火力発電所を代替することで経済性・環境性に優れた電源構成を構築するとともに、既存水力発電所のリパワリングによる燃料費削減および環境負荷低減の取り組みを着実に進めております。

燃料費については、低廉かつ柔軟な燃料調達を目指し、燃料調達部門と発電部門が連携し、「品位」、「調達先」、「調達時期」、「契約形態」等の多様化に不断に取り組む、燃料所要量の変動に機動的に対応するとともに、燃料調達の更なる経済性・柔軟性の確保に努めているところです。また、電力調達にあたっては、他社購入電源の固定費削減や電源調達の多様化による調達コストの低減に努めてまいります。

(3) 設備投資関連費用

設備投資につきましては、島根原子力発電所の安全対策工事など高水準の設備投資が続く中、安全確保を大前提に工事を進め、競争発注の継続的推進や設計・施工方法の合理化等により資機材・役務調達コストの抑制を図っております。また、資金調達手段や調達先の多様化による、安定的かつ低利な資金調達にも継続的に取り組んでおります。

(4) 修繕費、諸経費等

修繕費につきましては、近年の設備運用の変化を踏まえた電源の安定稼働に必要な修繕工事等の増加はあるものの、点検・補修内容の見直しなどを進

め、電力の安定供給確保と費用の抑制に努めているほか、競争発注の継続的推進や設計・施工方法の合理化等により資機材・役務調達コストの抑制に努めているところです。

諸経費等につきましても、競争発注の継続的推進などによる調達コストの削減を図っております。また、効率的な業務運営体制を構築するため、業務の集中化や組織の統廃合など組織・体制の整備を進めるとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による業務効率化に取り組んでまいります。

加えて、経年火力発電所の廃止により修繕費や諸経費等の削減を進めており、こうした取り組みを電気料金に反映しております。

3. 電気料金値上げ申請の必要性

前述の通り、当社は、徹底した経営効率化に取り組むことで現行の料金水準を維持してまいりましたが、燃料価格や電力市場価格の高騰による影響は桁違いであり、経営努力で対応できる範囲を大きく超えております。抜本的な収支改善は難しく、このままでは自己資本の毀損は拡大し、当社の最大の使命である電力の安定供給を継続していくことが困難となる状況にあります。

具体的には、経営効率化の深掘りや島根原子力発電所2号機の稼働を織り込んだとしても、規制部門における2023年度から2025年度の原価は年平均で1,365億円、販売電力量1キロワット時あたり36円09銭となります。一方、当該期間において現行料金を維持した場合の収入は年平均で1,039億円、販売電力量1キロワット時あたり27円48銭となる見込みであり、この結果、年平均で326億円、販売電力量1キロワット時あたり8円61銭と大幅な収入不足が見込まれることとなります。

このため、高圧・特別高圧のお客さまについては、2023年4月からの料金について値上げをお願いしておりますが、規制部門のお客さまについても、誠に心苦しい限りですが、2023年4月1日から平均31.33%の値上げを申請させていただ

かざるを得ない状況です。

当社といたしましては、今後も引き続き、全社を挙げて、更なる徹底した経営効率化に取り組むとともに、電力の安定供給や脱炭素社会の実現に取り組んでまいります。

Ⅱ お客さまのご負担軽減に向けた取り組み

電気料金の値上げにより、お客さまに多大なご負担をおかけすることから、お客さまのご負担を少しでも軽減するための以下の取り組みを実施いたします。

1. ご家庭用料金における取り組み

主にご家庭用として契約される従量電灯については、電気のご使用量の増加に伴い料金単価が上昇する3段階料金制度を導入しておりますが、今回の値上げにあたりましては、お客さまへの影響を少しでも緩和できるよう、生活に必需的な電気のご使用量に相当する第1段階料金について、値上げ幅を小さくしております。また、省エネルギー推進の観点から、第3段階料金については、値上げ幅を大きくしております。

2. 効率的な電気のご使用に関する取り組み

お客さまに無理のない範囲で節電・省エネに取り組んでいただけるよう、家電製品ごとの上手な使用方法や、ご家庭でも取り組みやすい節電・省エネ方法などについて、当社ホームページ等を活用しご紹介してまいります。

また、今年度において実施している、節電に取り組んでいただいたお客さまに対して特典を進呈する「節電プログラム」について、来年度以降においても実施することを検討してまいります。

3. お客さまのお問い合わせにお答えする取り組み

当社は、お客さまからのお問い合わせに応じ、最適な料金メニュー提案を行っておりますが、使用形態をより詳細に把握することができるスマートメーターの設置が拡大していることを踏まえ、そのデータを活用しながら、よりきめ細かな提案を行ってまいります。

Ⅲ お客さまのご理解をいただくための取り組み

電気料金の値上げにあたりましては、当社ホームページにおいて詳細かつタイムリーな情報提供をさせていただくとともに、検針時の配付チラシなどを活用し、お客さま訪問時など、お客さまとのあらゆる接点において、丁寧にご説明してまいります。

加えて、値上げ申請に関するお問い合わせ窓口（電気料金値上げ申請に関する専用ダイヤル）を設置し、お客さまからのお問い合わせに対し丁寧な対応に努めてまいります。

また、自治体さま、経済団体さま、消費者団体さまなどに対して個別に訪問のうえ、丁寧にご説明いたします。

以上、電気料金値上げの理由、お客さまのご負担軽減に向けた取り組みおよびお客さまのご理解をいただくための取り組みについて申し述べました。

事情ご賢察の上、ご認可いただきますようお願いいたします。

2 新旧料金率比較表および 特定小売供給約款の変更の内容

新旧料金率比較表 (電 灯 分)

現 行 料 金				改 定 料 金				
区 分		単 位	料 金 率		区 分		料 金 率	
			円 銭	円 銭			円 銭	円 銭
定 額 電 灯	需 要 家 料 金	1契約	104.50		需 要 家 料 金	1契約	110.00	
	電 灯 料 金				電 灯 料 金			
	10Wまで	1灯	79.02	[12.39]	10Wまで	1灯	103.49	<0.09>
	20Wまで	〃	134.97	[24.77]	20Wまで	〃	180.59	<0.19>
	40Wまで	〃	249.01	[49.56]	40Wまで	〃	334.78	<0.38>
	60Wまで	〃	361.97	[74.32]	60Wまで	〃	488.93	<0.53>
	100Wまで	〃	588.95	[123.85]	100Wまで	〃	797.32	<0.92>
	100W超過 50Wまでごとに	〃	295.05	[61.93]	100W超過 50Wまでごとに	〃	398.65	<0.45>
	小 型 機 器 料 金				小 型 機 器 料 金			
	50VAまでの機器	1機器	265.52	[37.00]	50VAまでの機器	1機器	351.18	<0.28>
100VAまでの機器	〃	446.30	[73.98]	100VAまでの機器	〃	590.13	<0.53>	
100VA超過 50VAまでごとに	〃	223.72	[37.00]	100VA超過 50VAまでごとに	〃	295.08	<0.28>	
従 量 電 灯	最 低 料 金				最 低 料 金			
	最初の15kWhまで	1契約	384.71	[47.84]	最初の15kWhまで	1契約	497.27	<0.36>
	電 力 量 料 金				電 力 量 料 金			
	15kWh超過 120kWhまで	1kWh	23.95	[3.19]	15kWh超過 120kWhまで	1kWh	31.41	<0.02>
	120kWh超過 300kWhまで	〃	30.63	[3.19]	120kWh超過 300kWhまで	〃	40.97	<0.02>
	300kWh超過分	〃	32.75	[3.19]	300kWh超過分	〃	44.10	<0.02>
電 灯	基 本 料 金	1kVA	407.00		基 本 料 金	1kVA	429.00	
	電 力 量 料 金				電 力 量 料 金			
	最初の120kWhまで	1kWh	21.26	[3.19]	最初の120kWhまで	1kWh	28.44	<0.02>
	120kWh超過 300kWhまで	〃	27.35	[3.19]	120kWh超過 300kWhまで	〃	37.56	<0.02>
300kWh超過分	〃	29.22	[3.19]	300kWh超過分	〃	40.39	<0.02>	
臨 時 電 灯	50VAまで1日につき	1契約	8.81	[1.00]	50VAまで1日につき	1契約	11.66	<0.00>
	100VAまで	〃	17.62	[2.00]	100VAまで	〃	23.34	<0.02>
	200VAまで	〃	35.24	[4.00]	200VAまで	〃	46.68	<0.04>
	300VAまで	〃	52.86	[6.00]	300VAまで	〃	70.02	<0.06>
	400VAまで	〃	70.48	[8.00]	400VAまで	〃	93.36	<0.08>
	500VAまで	〃	88.10	[10.00]	500VAまで	〃	116.70	<0.10>
	1kVAまで	〃	176.11	[19.97]	1kVAまで	〃	233.35	<0.15>
	2kVAまで	〃	352.22	[39.94]	2kVAまで	〃	466.70	<0.30>
	3kVAまで	〃	528.33	[59.91]	3kVAまで	〃	700.05	<0.45>
	灯	最 低 料 金				最 低 料 金		
最初の15kWhまで		1契約	561.81	[47.84]	最初の15kWhまで	1契約	759.36	<0.36>
電 力 量 料 金					電 力 量 料 金			
15kWh超過分	1kWh	35.69	[3.19]	15kWh超過分	1kWh	48.51	<0.02>	

現 行 料 金					改 定 料 金							
区 分			単 位	料 金 率		区 分			単 位	料 金 率		
臨時電灯	C	基 本 料 金	1kVA	円 銭	451.00	臨時電灯	C	基 本 料 金	1kVA	円 銭	471.90	
		電 力 量 料 金	1kWh	円 銭	31.80			[3.19]	電 力 量 料 金	1kWh	円 銭	44.43
公 衆 街 路	A	需 要 家 料 金	1契約		99.00	公 衆 街 路	A	需 要 家 料 金	1契約		104.50	
		電 灯 料 金						電 灯 料 金				
		10Wまで	1灯	73.52	[12.39]			10Wまで	1灯	97.99	<0.09>	
		20Wまで	〃	128.37	[24.77]			20Wまで	〃	171.79	<0.19>	
		40Wまで	〃	236.91	[49.56]			40Wまで	〃	320.48	<0.38>	
	B	60Wまで	〃	344.37	[74.32]	60Wまで	〃	468.03	<0.53>			
		100Wまで	〃	561.45	[123.85]	100Wまで	〃	764.32	<0.92>			
		100W超過 50Wまでごとに	〃	280.75	[61.93]	100W超過 50Wまでごとに	〃	382.15	<0.45>			
		小 型 機 器 料 金				小 型 機 器 料 金						
		50VAまでの機器	1機器	250.12	[37.00]	50VAまでの機器	1機器	336.88	<0.28>			
C	100VAまでの機器	〃	423.20	[73.98]	100VAまでの機器	〃	567.03	<0.53>				
	100VA超過 50VAまでごとに	〃	211.62	[37.00]	100VA超過 50VAまでごとに	〃	284.08	<0.28>				
	最 低 料 金				最 低 料 金							
農 事 用 電 灯	B	最 初 の 15kWh まで	1契約	352.81	[47.84]	農 事 用 電 灯	B	最 初 の 15kWh まで	1契約	478.86	<0.36>	
		電 力 量 料 金						電 力 量 料 金				
農 事 用 電 灯	C	15kWh超過分	1kWh	22.67	[3.19]	農 事 用 電 灯	C	15kWh超過分	1kWh	30.16	<0.02>	
		基 本 料 金	1kVA	368.50				基 本 料 金	1kVA	412.50		
農 事 用 電 灯	C	電 力 量 料 金	1kWh	20.35	[3.19]	農 事 用 電 灯	C	電 力 量 料 金	1kWh	27.31	<0.02>	
		〔 附 則 〕 契 約 使 用 期 間 内	定 額 電 灯 又 は 従 量 電 灯 の 該 当 料 金 の 10 パ ー セ ン ト 増 し					〔 附 則 〕 契 約 使 用 期 間 内	定 額 電 灯 又 は 従 量 電 灯 の 該 当 料 金 の 10 パ ー セ ン ト 増 し			

注1. 現行料金の「料金率」は、平均燃料価格39,000円の場合の燃料費調整適用後の値とし、〔 〕内に燃料費調整単価を再掲した。

注2. 改定料金の「料金率」は、離島平均燃料価格63,900円の場合の離島ユニバーサルサービス調整適用後の値とし、< >内に離島ユニバーサルサービス調整単価を再掲した。

新旧料金率比較表 (電 力 分)

現 行 料 金				改 定 料 金				
区 分		単 位	料 金 率		区 分		料 金 率	
			円 銭	円 銭			円 銭	円 銭
低 圧 電 力	基本料金	1kW	1,111.00		基本料金	1kW	1,110.45	
	電力量料金				電力量料金			
	夏季料金	1kWh	18.20	[3.19]	夏季料金	1kWh	27.97	<0.02>
	その他季料金	〃	16.91	[3.19]	その他季料金	〃	25.43	<0.02>
臨 時 電 力	定額制供給				定額制供給			
	1日につき	1kW	217.85 [20.98]		1日につき	1kW	334.57 <0.17>	
	従量制供給	低圧電力の該当料金の 20パーセント増し			従量制供給	低圧電力の該当料金の 20パーセント増し		
	基本料金				基本料金			
	電力量料金				電力量料金			
	夏季料金	1kWh	21.04	[3.19]	夏季料金	1kWh	33.56	<0.02>
	その他季料金	〃	19.56	[3.19]	その他季料金	〃	30.51	<0.02>
A (かんがい排水需要)	基本料金	1kW	770.00		A (かんがい排水需要)	基本料金	1kW	769.62
	電力量料金				電力量料金			
	夏季料金	1kWh	14.01	[3.19]	夏季料金	1kWh	21.66	<0.02>
	その他季料金	〃	13.08	[3.19]	その他季料金	〃	19.69	<0.02>
農 事 用 電 力	定額制供給				定額制供給			
	毎年最初の30日まで				毎年最初の30日まで			
	0.5kW		3,883.75	[157.50]	0.5kW		5,506.78	<1.28>
	1kW		5,671.40	[314.40]	1kW		7,916.42	<1.92>
	2kW		9,323.91	[629.40]	2kW		12,853.11	<5.11>
	3kW		13,004.31	[943.80]	3kW		17,827.03	<7.03>
	4kW		15,651.34	[1,258.50]	4kW		21,271.95	<8.95>
	5kW		18,309.04	[1,573.20]	5kW		24,739.50	<11.50>
	30日をこえる1日につき				30日をこえる1日につき			
	0.5kW		40.06	[5.25]	0.5kW		49.54	<0.04>
	1kW		62.92	[10.48]	1kW		77.06	<0.06>
	2kW		136.56	[20.98]	2kW		170.67	<0.17>
	3kW		208.07	[31.46]	3kW		258.73	<0.23>
	4kW		287.13	[41.95]	4kW		363.30	<0.30>
5kW		362.96	[52.44]	5kW		456.88	<0.38>	
従量制供給	低圧電力の該当料金の 10パーセント増し			従量制供給	低圧電力の該当料金の 10パーセント増し			
C (育苗栽培需要)	定額制供給				C (育苗栽培需要)	定額制供給		
	毎年最初の30日まで	1kW	7,460.91 [1,132.50]		毎年最初の30日まで	1kW	10,535.31 <8.31>	
	30日をこえる1日につき	〃	248.69 [37.75]		30日をこえる1日につき	〃	350.08 <0.28>	
従量制供給	低圧電力の該当料金の 10パーセント増し			従量制供給	低圧電力の該当料金の 10パーセント増し			

注1. 現行料金の「料金率」は、平均燃料価格39,000円の場合の燃料費調整適用後の値とし、〔 〕内に燃料費調整単価を再掲した。

注2. 改定料金の「料金率」は、離島平均燃料価格63,900円の場合の離島ユニバーサルサービス調整適用後の値とし、< >内に離島ユニバーサルサービス調整単価を再掲した。

新旧料金率比較表

(附則4〔料金前払契約についての特別措置〕分)

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	割引額	区 分	単 位	割引額
料金前払契約		円 銭	料金前払契約		円 銭
料金前払割引額	1契約	22.00	料金前払割引額	1契約	22.00

燃料費調整基準単価比較表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	基 準 単 価	区 分	単 位	基 準 単 価
		円 銭 厘			円 銭 厘
(1) 定額制供給			(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街 路灯A			イ. 定額電灯および公衆街 路灯A		
電 灯			電 灯		
10Wまで	1灯	0.953	10Wまで	1灯	0.825
20Wまで	〃	1.905	20Wまで	〃	1.649
40Wまで	〃	3.812	40Wまで	〃	3.298
60Wまで	〃	5.717	60Wまで	〃	4.948
100Wまで	〃	9.527	100Wまで	〃	8.246
100W超過 50Wまでごとに	〃	4.764	100W超過 50Wまでごとに	〃	4.123
小型機器			小型機器		
50VAまでの機器	1機器	2.846	50VAまでの機器	1機器	2.463
100VAまでの機器	〃	5.691	100VAまでの機器	〃	4.926
100VA超過 50VAまでごとに	〃	2.846	100VA超過 50VAまでごとに	〃	2.463
ロ. 臨時電灯A			ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1契約	0.077	50VAまで1日につき	1契約	0.066
100VAまで1日につき	〃	0.154	100VAまで1日につき	〃	0.133
100VA超過 500VAまで 100VAまでごとに 1日につき	〃	0.154	100VA超過 500VAまで 100VAまでごとに 1日につき	〃	0.133
500VA超過 1kVAまで 1日につき	〃	1.536	500VA超過 1kVAまで 1日につき	〃	1.329
1kVA超過 3kVAまで 1kVAまでごとに 1日につき	〃	1.536	1kVA超過 3kVAまで 1kVAまでごとに 1日につき	〃	1.329
ハ. 臨時電力			ハ. 臨時電力		
1kW 1日につき	1契約	1.614	1kW 1日につき	1契約	1.397

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	基 準 単 価	区 分	単 位	基 準 単 価
		円 銭 厘			円 銭 厘
ニ. 農事用電力B (脱穀調整需要) 1日につき			ニ. 農事用電力B (脱穀調整需要) 1日につき		
0.5kW	1契約	0.404	0.5kW	1契約	0.349
1kW	〃	0.806	1kW	〃	0.699
2kW	〃	1.614	2kW	〃	1.397
3kW	〃	2.420	3kW	〃	2.094
4kW	〃	3.227	4kW	〃	2.793
5kW	〃	4.034	5kW	〃	3.491
ホ. 農事用電力C (育苗・栽培需要) 1kW 1日につき	1契約	2.904	ホ. 農事用電力C (育苗・栽培需要) 1kW 1日につき	1契約	2.515
(2) 従量制供給			(2) 従量制供給		
イ. 従量電灯A、 臨時電灯B および公衆街路灯B 最低料金			イ. 従量電灯A、 臨時電灯B および公衆街路灯B 最低料金		
最初の15kWhまで	1契約	3.680	最初の15kWhまで	1契約	3.185
電力量料金			電力量料金		
15kWh超過分	1kWh	0.245	15kWh超過分	1kWh	0.212
ロ. イ以外の場合	1kWh	0.245	ロ. イ以外の場合	1kWh	0.212

離島ユニバーサルサービス調整離島基準単価比較表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	離島基準単価	区 分	単 位	離島基準単価
					円 銭 厘
			(1) 定額制供給		
			イ. 定額電灯および公衆街 路燈A		
			電 灯		
			10Wまで	1灯	0.004
			20Wまで	〃	0.009
			40Wまで	〃	0.018
			60Wまで	〃	0.025
			100Wまで	〃	0.043
			100W超過 50Wまでごとに	〃	0.021
			小型機器		
			50VAまでの機器	1機器	0.013
			100VAまでの機器	〃	0.025
			100VA超過 50VAまでごとに	〃	0.013
			ロ. 臨時電灯A		
			50VAまで1日につき	1契約	0.000
			100VAまで1日につき	〃	0.001
			100VA超過 500VAまで 100VAまでごとに 1日につき	〃	0.001
			500VA超過 1kVAまで 1日につき	〃	0.007
			1kVA超過 3kVAまで 1kVAまでごとに 1日につき	〃	0.007
			ハ. 臨時電力		
			1kW 1日につき	1契約	0.008

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	離島基準単価	区 分	単 位	離島基準単価
			ニ. 農事用電力B (脱穀調整需要) 1日につき		円 銭 厘
			0.5kW	1契約	0.002
			1kW	〃	0.003
			2kW	〃	0.008
			3kW	〃	0.011
			4kW	〃	0.014
			5kW	〃	0.018
			ホ. 農事用電力C (育苗・栽培需要) 1kW 1日につき	1契約	0.013
			(2) 従量制供給 イ. 従量電灯A、 臨時電灯B および公衆街路灯B 最低料金		
			最初の15kWhまで	1契約	0.017
			電力量料金		
			15kWh超過分	1kWh	0.001
			ロ. イ以外の場合	1kWh	0.001

注. 離島基準単価は、今回の変更認可申請より電気特定小売供給約款に規定したものであるため、改定料金のみ記載した。

電気特定小売供給約款の変更の内容

電気特定小売供給約款の変更の概要は、次のとおりであります。

- 1 力率割引および割増しの廃止
- 2 制限または中止の料金割引の廃止
- 3 口座振替割引契約の廃止
- 4 延滞利息についての特別措置の廃止
- 5 燃料費調整について、本土供給に係る燃料費調整と、離島供給に係る離島ユニバーサルサービス調整への区分
- 6 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整単価等のお知らせ方法の変更
- 7 契約期間の満了日の変更
- 8 その他の今日の見直し

**3 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則
 様式第1から第8までにより作成した書類**

第1表

営業費総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
役員給与	524,610	平均経費人員：(3,450人) 平均基準賃金：(456,716円/月)
給料手当	70,863,585	
給料手当振替額（貸方）	▲683,071	
退職給与金	▲111,933	
厚生費	14,376,022	
委託検針費	—	
委託集金費	—	
雑給	2,401,338	
燃料費	1,640,274,487	
使用済燃料再処理等拠出金発電費	20,535,699	
廃棄物処理費	41,167,425	
特定放射性廃棄物処分費	5,807,595	
消耗品費	6,624,551	
修繕費	146,510,125	
水利使用料	3,799,203	
補償費	2,637,516	
賃借料	14,004,105	
委託費	89,788,741	
損害保険料	1,479,581	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	18,792	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	15,523,599	
普及開発関係費	332,908	
養成費	1,596,249	
研究費	7,850,721	
諸費	47,909,677	
	<—>	
	<1,252,146>	
貸倒損	1,088,283	
固定資産税	33,512,090	
雑税	5,606,549	
減価償却費	210,337,800	
固定資産除却費	11,241,366	
原子力発電施設解体費	7,738,248	
共有設備費等分担額	701,988	
共有設備費等分担額（貸方）	▲88,605	
他社購入電源費	1,456,470,317 (358,565,494)	他社購入電力量：71,224(10 ⁶ kWh)
非化石証書購入費	3,957,707	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲1,193,486	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲749,465	
原子力廃止関連仮勘定償却費	—	
電源開発促進税	—	
事業税	28,587,045	
開発費	—	
開発費償却	—	
電力費振替勘定（貸方）	▲6,674,757	
株式交付費	—	
株式交付費償却	—	
社債発行費	1,587,789	
社債発行費償却	—	
法人税等	20,984,748	
合計	3,906,339,142	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円/月）を、備考欄に記載すること。
- 他社購入電源費の購入電力量（10⁶kWh）を、備考欄に記載すること。
- 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

(1) 燃料費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
火力燃料費	石炭費	1,144,589,162	
	燃料油費	106,026,289	
	ガス費	374,541,181	
	その他	5,862,411	
	小 計	1,631,019,043	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益(貸方))	9,255,444	
	濃縮関連費	—	
	小 計	9,255,444	
新エネルギー等燃料費		—	
合 計		1,640,274,487	
火力燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		18,308	
火力燃料重油換算単価 (円/k1)		89,088	
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		88,732	
火力燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		18.38	
原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		13,538	
核燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		0.68	
新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		—	
新エネルギー等燃料重油換算単価 (円/k1)		—	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		—	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		—	

(参考) 主要燃料消費数量、消費価格

項 目		数量・価格	備 考
消費数量	石炭 (10 ³ t)	20,416	
	重油 (10 ³ k1)	1,044	
	原油 (10 ³ k1)	—	
	LNG (10 ³ t)	2,760	
平均消費価格	石炭 (円/t)	53,787	
	重油 (円/k1)	101,558	
	原油 (円/k1)	—	
	LNG (円/t)	135,703	

(2) 修繕費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
普通修繕費		146,510,125	
取替修繕費		—	
合 計		146,510,125	

(3) 減価償却費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
水力発電設備		14,769,300	
火力発電設備		93,549,799	
原子力発電設備		79,277,926	
新エネルギー等発電設備		2,995,768	
送電設備		—	
変電設備		—	
配電設備		—	
業務設備		19,745,007	
合 計		210,337,800	

第3表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項目	金額 (第4条第3項 第1号関係)	金額 (第4条第3項 第2号関係)	金額 (第4条第3項第3 号のうち事業者の レートベースの額)	備考	
特定固定資産	5,402,003,296	/	2,715,003,256		
建設中の資産	1,485,126,706		1,451,422,410		
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	97,859,085		97,859,085		
核燃料資産	407,467,640		407,467,640		
特定投資	102,283,928		100,505,532		
運転資本	営業資本		414,744,632		353,318,111
	貯蔵品		213,986,049		203,491,618
	小計		628,730,681		556,809,729
繰延償却資産	—		—		—
(A)：レートベースの額の合計額	① 8,123,471,336		② 2,794,403,684		③ 5,329,067,652
(B)：報酬率(%)	2.6	1.9	電気事業報酬額※	※ (④-⑤) × (③/	
(C)：(A) × (B)	④ 211,210,255	⑤ 53,093,670	158,116,585	(①-②))	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

第4条第3項第2号関係の金額については、直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、託送料金算定規則第5条第2項又は旧託送料金算定規則第5条第2項の規定により算定されたレートベースの額の合計額、報酬率及び電気事業報酬の額を、それぞれ(A)、(B)、(C)に記載すること。

第4表

控除収益総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
他社販売電源料	674,353,383	他社販売電力量：26,489(10 ⁶ kWh)
託送収益	—(—)	
電気事業雑収益	77,411,288	
預金利息	28,227	
賠償負担金相当収益	5,475,399	
廃炉円滑化負担金相当収益	1,827,127	
合計	759,095,424	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 他社販売電源料の販売電力量(10⁶kWh)を、備考欄に記載すること。
- 2 託送収益の()内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

- 注
- 1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。
 - 2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。
 - 3 火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

第1表

営業費明細表

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
役員給与	174,870	174,870	174,870	524,610	
給料手当	24,027,228	23,630,686	23,205,671	70,863,585	
給料手当振替額（貸方）	▲233,085	▲227,804	▲222,182	▲683,071	
退職給与金	175,740	26,801	▲314,474	▲111,933	
厚生費	4,852,769	4,797,338	4,725,915	14,376,022	
委託検針費	—	—	—	—	
委託集金費	—	—	—	—	
雑給	800,446	800,446	800,446	2,401,338	
燃料費	553,535,126	496,671,154	590,068,207	1,640,274,487	
使用済燃料再処理等拠出金発電費	1,737,607	10,377,275	8,420,817	20,535,699	
廃棄物処理費	14,615,025	13,504,769	13,047,631	41,167,425	
特定放射性廃棄物処分費	—	3,117,312	2,690,283	5,807,595	
消耗品費	2,630,686	2,092,616	1,901,249	6,624,551	
修繕費	60,940,313	40,287,291	45,282,521	146,510,125	
水利使用料	1,266,401	1,266,401	1,266,401	3,799,203	
補償費	891,283	879,956	866,277	2,637,516	
賃借料	4,677,351	4,726,073	4,600,681	14,004,105	
委託費	34,790,757	26,927,885	28,070,099	89,788,741	
損害保険料	423,362	518,259	537,960	1,479,581	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	6,264	6,264	6,264	18,792	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	5,174,533	5,174,533	5,174,533	15,523,599	
普及開発関係費	125,475	104,972	102,461	332,908	
養成費	553,713	543,853	498,683	1,596,249	
研究費	3,139,985	2,727,648	1,983,088	7,850,721	
諸費	15,279,759	16,782,290	15,847,628	47,909,677	
	<—>	<—>	<—>	<—>	
	<417,382>	<417,382>	<417,382>	<1,252,146>	
貸倒損	404,601	344,136	339,546	1,088,283	
固定資産税	8,557,709	10,706,116	14,248,265	33,512,090	
雑税	2,012,643	1,550,159	2,043,747	5,606,549	
減価償却費	55,594,108	75,608,130	79,135,562	210,337,800	
固定資産除却費	5,531,761	3,515,535	2,194,070	11,241,366	
原子力発電施設解体費	2,759,106	2,489,571	2,489,571	7,738,248	
共有設備費等分担額	233,996	233,996	233,996	701,988	
共有設備費等分担額（貸方）	▲29,535	▲29,535	▲29,535	▲88,605	
他社購入電源費	528,171,392 (118,158,837)	513,759,197 (119,596,545)	414,539,728 (120,810,112)	1,456,470,317 (358,565,494)	
非化石証書購入費	3,066,592	64,673	826,442	3,957,707	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲381,163	▲405,746	▲406,577	▲1,193,486	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲233,083	▲227,730	▲288,652	▲749,465	
原子力廃止関連仮勘定償却費	—	—	—	—	
電源開発促進税	—	—	—	—	
事業税	9,621,661	8,972,036	9,993,348	28,587,045	
開発費	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	
電力費振替勘定（貸方）	▲1,783,871	▲2,293,999	▲2,596,887	▲6,674,757	
株式交付費	—	—	—	—	
株式交付費償却	—	—	—	—	
社債発行費	529,263	529,263	529,263	1,587,789	
社債発行費償却	—	—	—	—	
法人税等	6,994,916	6,994,916	6,994,916	20,984,748	
合計	1,350,635,704	1,276,721,606	1,278,981,832	3,906,339,142	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 2 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第3条第2項第1号関係

[役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給]

(単位：千円)

項目	2021年度 (実績)	2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
役員給与	425,280	341,790	174,870	174,870	174,870	524,610	
給料手当	21,944,316	22,015,561	19,232,514	18,909,159	18,552,920	56,694,593	
基準賃金	4,144,535	4,157,994	3,634,231	3,573,162	3,505,880	10,713,273	
基準外賃金	9,400,542	9,376,740	2,209,724	2,172,587	2,131,683	6,513,994	
諸給与金	▲2,301,029	▲2,222,518	▲1,049,241	▲1,024,222	▲984,812	▲3,058,275	
控除口(貸方)	—	—	—	—	—	—	
附帯事業等振替額	—	—	—	—	—	—	
小計	33,188,364	33,327,777	24,027,228	23,630,686	23,205,671	70,863,585	
給料手当振替額(貸方)	▲294,844	▲305,711	▲233,085	▲227,804	▲222,182	▲683,071	
退職給与金	▲3,085,348	▲3,074,567	▲2,288,268	▲2,362,643	▲2,770,859	▲7,421,770	
引当金増加額	1,994,124	1,898,986	1,252,678	1,217,093	1,327,175	3,796,946	
実払額	1,837,073	1,806,661	1,211,330	1,172,351	1,129,210	3,512,891	
年金保険料	745,849	631,080	175,740	26,801	▲314,474	▲111,933	
小計	5,064,395	5,289,299	3,929,090	3,880,574	3,817,736	11,627,400	
法定厚生費	1,238,750	1,240,905	923,679	916,764	908,179	2,748,622	
一般厚生費	6,303,145	6,530,204	4,852,769	4,797,338	4,725,915	14,376,022	
小計	—	—	—	—	—	—	
委託検針費	—	—	—	—	—	—	
委託集金費	—	—	—	—	—	—	
雑給	899,306	891,068	800,446	800,446	800,446	2,401,338	
合計	41,267,100	41,416,208	29,797,968	29,202,337	28,370,246	87,370,551	
平均経費人員(人)	4,004	4,017	3,511	3,452	3,387	10,350	
平均基準賃金(円/月)	456,716	456,716	456,716	456,716	456,716	456,716	

(2) 第3条第2項第2号関係

【燃料費】

(単位：千円)

項目	2023年度			2024年度			2025年度			原価算定期間計			備考	
	消費量 10 ³ kI(10 ³ t, 10 ³ Nm ³)	単価 円/kI(円/t,円 /10 ³ Nm ³)	金額 千円	消費量 10 ³ kI(10 ³ t, 10 ³ Nm ³)	単価 円/kI(円/t,円 /10 ³ Nm ³)	金額 千円	消費量 10 ³ kI(10 ³ t, 10 ³ Nm ³)	単価 円/kI(円/t,円 /10 ³ Nm ³)	金額 千円	消費量 10 ³ kI(10 ³ t, 10 ³ Nm ³)	単価 円/kI(円/t,円 /10 ³ Nm ³)	金額 千円		
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	30,036	-	-	27,965	-	-	30,731	-	-	88,732	-	-	-	
火力燃料重油換算消費量 (発電端10 ³ kI)	6,231	-	-	5,737	-	-	6,340	-	-	18,308	-	-	-	
石炭費(10 ³ t,円/t)	7,157	53,274	381,279,138	7,256	52,289	379,408,233	7,316	52,474	383,901,791	21,729	52,676	1,144,589,162	石炭費の消費量は、石炭換算値とする。	
燃料油費(10 ³ kI,円/kI)	371	100,002	37,100,861	301	102,397	30,821,414	372	102,430	38,104,014	1,044	101,558	106,026,289		
ガス費(10 ³ t,円/t)	1,041	127,150	132,363,503	671	118,935	79,805,212	1,048	154,936	162,372,466	2,760	135,703	374,541,181		
歴青質混合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
助燃費(10 ³ kI,円/kI)	12	76,356	916,266	12	77,417	929,004	12	77,586	931,032	36	77,120	2,776,302		
蒸気料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
運炭費(円/t)	-	149	1,063,284	-	141	1,022,801	-	137	1,000,024	-	142	3,086,109		
小計(重油換算)	6,231	88,705	562,723,052	5,737	85,757	491,985,664	6,340	92,478	586,309,327	18,308	89,088	1,631,019,043		
原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	1,142	-	-	6,836	-	-	5,560	-	-	13,538	-	-		-
核燃料減損額	-	-	812,074	-	-	4,684,490	-	-	3,758,880	-	-	9,255,444		-
核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益 (貸方))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
濃縮関連費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	-	-	812,074	-	-	4,684,490	-	-	3,758,880	-	-	9,255,444	-	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ kI)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
バイオマス燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
廃棄物燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
助燃費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
蒸気料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運炭費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計(重油換算)	-	-	553,535,126	-	-	496,671,154	-	-	590,068,207	-	-	1,640,274,487	-	
合計	-	-	553,535,126	-	-	496,671,154	-	-	590,068,207	-	-	1,640,274,487	-	

(3) 第3条第2項第3号関係

[使用済燃料再処理等拠出金発電費]

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	1,737,607	10,377,275	8,420,817	20,535,699	

(単位：千円)

[廃棄物処理費]

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
火力廃棄物処理費	9,085,391	8,347,869	8,402,018	10,129,172	11,498,613	10,832,606	10,229,672	32,560,891	
原子力廃棄物 処理費	2,190,808	2,022,145	1,909,963	2,836,661	3,116,412	2,672,163	2,817,959	8,606,534	
雑廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	
新エネルギー等廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	11,276,200	10,370,014	10,311,981	12,965,833	14,615,025	13,504,769	13,047,631	41,167,425	

(単位：千円)

[特定放射性廃棄物処分費]

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
特定放射性廃棄物処分費拠出金(各年の 発電対応分)	—	—	—	—	—	3,117,312	2,690,283	5,807,595	
合計	—	—	—	—	—	3,117,312	2,690,283	5,807,595	

(単位：千円)

[消耗品費]

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
潤滑油脂費	95,983	9,201	30,083	45,089	29,971	38,178	33,586	116,226		
雑消耗品費	2,950,575	3,569,604	2,292,080	2,937,420	2,170,482	2,054,438	1,867,663	6,508,325		
合計	3,046,559	3,578,805	2,322,164	2,982,509	2,200,453	2,092,616	1,901,249	6,624,551		

(単位：千円)

[補償費]

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
定期的補償費	751,635	714,439	689,800	718,624	689,416	650,667	636,988	1,949,649		
臨時的補償費	1,018,903	272,965	208,808	500,225	228,112	220,832	220,832	662,496		
損害賠償費	67,842	21,116	1,838	30,266	8,457	8,457	8,457	25,371		
合計	1,838,381	1,008,521	900,447	1,249,116	925,985	879,956	866,277	2,637,516		

(単位：千円)

[賃借料]

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
借地借家料	1,811,150	1,394,953	1,436,055	1,547,386	1,405,657	1,367,962	1,367,962	4,142,121		
道路占用料	812,915	4,476	4,897	274,096	4,898	4,898	4,898	14,694		
水面使用料	56,467	49,791	50,148	52,135	50,148	50,148	50,148	150,444		
線路使用料	1,056,262	-	-	352,087	-	-	-	-	-	
設備賃借料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
電柱敷地料	3,221,217	-	-	1,073,739	-	-	-	-	-	
線下補償料	45,054	-	-	15,018	-	-	-	-	-	
機械賃借料	2,694,079	2,571,753	2,606,392	2,624,075	2,761,873	3,082,519	2,957,127	9,031,502		
雑賃借料	3,979,745	254,634	277,514	1,503,964	265,940	220,546	220,546	665,344		
合計	13,676,892	4,275,609	4,375,008	7,442,503	4,488,516	4,726,073	4,600,681	14,004,105		

(単位：千円)

[委託費]

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
委託運転費	1,436,902	1,073,661	1,018,668	846,309	519,330	462,249	462,249	1,443,828	
雑委託費	48,958,753	32,072,646	29,907,620	33,576,416	34,271,427	26,465,636	27,607,850	88,344,913	
合計	50,395,656	33,146,308	30,926,289	34,422,725	34,790,757	26,927,885	28,070,099	89,788,741	

[損害保険料]

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
水力関係	0	0	0	0	0	0	0	0	
火力関係	13,483	4,629	9,030	9,001	10,732	13,083	13,083	36,898	
原子力関係	297,773	297,597	297,670	297,680	297,680	318,030	328,759	944,469	
その他保険料	25,248	25,692	25,607	25,515	109,752	181,948	190,920	482,620	
新エネルギー等関係	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	48,618	26,139	55,318	77,198	5,198	5,198	5,198	15,594	
合計	385,125	354,059	387,627	409,295	423,362	518,259	537,960	1,479,581	

[原子力損害賠償資金補助法一般負担金]

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	6,026	5,637	6,021	6,264	6,264	6,264	6,264	18,792	

[原賠・廃炉等支援機構一般負担金]

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	4,189,100	5,101,666	5,174,532	5,174,533	5,174,533	5,174,533	5,174,533	15,523,599	

[普及開発関係費]

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
販売関係普及開発関係費	2,158,224	2,233,229	2,127,877	3,230,041	601	601	601	1,803	
一般普及開発関係費	1,033,247	962,633	930,028	982,226	124,874	104,371	101,860	331,105	
合計	3,191,472	3,195,862	3,057,906	4,212,267	125,475	104,972	102,461	332,908	

[養成費]

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
研修施設運営費	115,488	116,738	107,382	123,413	124,808	123,413	371,634		
その他養成費	614,152	431,544	674,642	430,300	419,045	375,270	1,224,615		
合計	729,640	548,282	782,025	553,713	543,853	498,683	1,596,249		

[研究費]

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
社内研究費	568,146	451,683	443,394	529,038	542,489	441,959	424,839	1,409,287	
委託研究費	9,810,953	9,098,174	4,547,415	5,905,923	2,597,496	2,285,689	1,538,249	6,441,434	
合計	10,379,100	9,549,857	4,990,809	6,434,961	3,139,985	2,727,648	1,983,088	7,850,721	

〔諸費〕

項目	至近実績					2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均							
	5,411,554	4,368,651	4,237,424	4,672,543							
通信運搬費	1,522,619	470,369	467,227	820,072	669,281	669,281	5,010,854	5,080,039	5,074,426	15,165,319	
旅費	358,685	152,979	24,459	178,707	191,504	—	—	—	669,281	2,007,843	
寄付金	1,819,476	843,118	848,972	1,170,522	902,983	417,382	417,382	417,382	417,382	1,252,146	
団体費	4,483,846	6,043,523	7,747,278	6,091,549	13,193,769	9,182,242	10,615,588	9,686,539	29,484,369	—	
その他諸費	13,596,182	11,878,641	13,325,361	12,933,394	19,616,191	15,279,759	16,782,290	15,847,628	47,909,677	—	
合計	28,115,151	23,729,082	23,692,225	23,225,072	34,148,989	396,620	344,136	339,546	1,080,302	—	
貸倒引当額	49,711	67,387	26,416	47,838	65,722	7,981	—	—	7,981	—	
貸倒損失額	188,394	246,619	263,108	232,707	407,211	404,601	344,136	339,546	1,088,283	—	
合計	28,303,545	24,022,010	23,951,751	23,464,587	35,621,911	448,602	344,136	339,546	1,088,283	—	

(単位：千円)

〔貸倒損〕

項目	至近実績					2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均							
	138,682	179,232	236,692	184,868							
貸倒引当額	49,711	67,387	26,416	47,838	65,722	7,981	—	—	7,981	—	
貸倒損失額	188,394	246,619	263,108	232,707	407,211	404,601	344,136	339,546	1,088,283	—	
合計	286,105	323,951	292,524	282,546	472,933	482,582	344,136	339,546	1,096,264	—	

(単位：千円)

〔固定資産除却費〕

項目	至近実績					2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均							
	281,151	233,729	281,030	265,303							
水力発電設備	516,620	473,082	879,973	623,225	316,715	1,024,498	1,109,750	884,851	3,019,099	—	
火力発電設備	503,055	52,573	89,324	214,984	69,632	46,404	133,958	48,305	228,667	—	
原子力発電設備	183,168	393,028	612,322	569,165	342,829	305,756	882,649	318,283	1,506,688	—	
新エネルギー等発電設備	123,413	501,704	473,166	386,013	686,295	958,835	559,801	331,534	1,850,170	—	
送電設備	—	693,738	579,135	465,429	3,171,594	2,038,012	237,843	120,004	2,395,859	—	
変電設備	—	—	10	3	—	15	6	3	24	—	
配電設備	—	—	720	240	—	974	395	182	1,551	—	
業務設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	1,790,909	1,670,821	2,288,923	1,916,884	4,015,158	3,535,136	2,335,550	1,412,093	7,282,779	—	
貸倒引当額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
貸倒損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	1,790,909	1,670,821	2,288,923	1,916,884	4,015,158	3,535,136	2,335,550	1,412,093	7,282,779	—	

(単位：千円)

〔原子力発電施設解体費〕

項目	至近実績					2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
	159,219	140,628	73,305	88,334						
解体費	2,986,850	3,166,941	3,363,872	2,893,873	2,759,106	2,489,571	2,489,571	7,738,248	—	
資産除去債務計上	▲ 159,219	▲ 140,628	▲ 73,305	▲ 88,334	▲ 110,785	▲ 137,000	▲ 114,200	▲ 361,985	—	
資産除去債務取崩し(貸方)	2,986,850	3,166,941	3,363,872	2,893,873	2,759,106	2,489,571	2,489,571	7,738,248	—	
合計	2,986,850	3,166,941	3,363,872	2,893,873	2,759,106	2,489,571	2,489,571	7,738,248	—	

(単位：千円)

原子力発電施設解体引当金に
関する者台に係るものに限
る。

[共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
共有設備費等分担額	水力発電設備	226,590	236,415	238,964	233,996	233,996	233,996	701,988	
	送電設備	44,052	-	-	-	-	-	-	
	配電設備	21,139	-	-	-	-	-	-	
共有設備費等分担額(貸方)	小計	291,781	236,415	238,964	233,996	233,996	233,996	701,988	
	水力発電設備	▲12,618	▲37,476	▲38,510	▲29,535	▲29,535	▲29,535	▲88,605	
	送電設備	▲618,625	-	-	-	-	-	-	
小計	▲631,243	▲37,476	▲38,510	▲29,535	▲29,535	▲29,535	▲29,535	▲88,605	
合計	▲339,461	198,938	200,453	204,461	204,461	204,461	204,461	613,383	

(記載注意)

(何)の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

[開発費、開発費償却]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	

[電力費振替勘定(貸方)]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
建設工費用	▲796,932	▲692,233	▲1,012,151	▲1,397,209	▲1,683,360	▲2,150,960	▲2,478,280	▲6,312,600	
附帯事業用	▲33,057	▲24,885	▲31,923	▲68,142	▲100,511	▲143,039	▲118,607	▲362,157	
合計	▲829,989	▲717,118	▲1,044,075	▲1,465,351	▲1,783,871	▲2,293,999	▲2,596,887	▲6,674,757	

[株式交付費、社債発行費]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	
社債発行費	704,210	503,891	920,539	709,547	529,263	529,263	529,263	1,587,789	
合計	704,210	503,891	920,539	709,547	529,263	529,263	529,263	1,587,789	

(4) 第3条第2項第4号関係
〔修繕費〕

(単位：千円)

項目	至近実績										原価算定期間計		備考
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	平均修繕費率(%)	2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	平均修繕費率(%)		
水力発電設備	488,709,013	486,512,286	486,060,750	474,039,487	464,605,746	0.91%	468,037,398	467,038,946	467,855,324	474,047,349	1,408,941,619	1.03%	
普通修繕費	3,945,629	4,052,144	4,525,310	4,050,811	5,222,068		6,106,078	5,419,733	4,585,022	4,550,544	14,555,299		
火力発電設備	1,407,104,455	1,412,885,776	1,373,436,266	1,325,421,632	1,322,998,435	1.80%	1,302,786,452	1,324,905,753	1,343,755,485	1,363,544,212	4,032,205,450	2.06%	
普通修繕費	27,210,825	23,444,112	23,377,939	24,187,101	24,835,857		22,638,901	30,117,083	25,707,062	27,192,146	83,016,291		
原子力発電設備	504,631,386	517,532,505	524,561,316	526,749,402	532,100,463	1.59%	536,696,887	734,019,328	934,054,385	943,322,706	2,611,396,419	1.70%	
普通修繕費	9,967,453	6,277,417	12,552,608	6,324,362	6,398,265		7,693,460	24,121,563	8,480,862	11,815,629	44,418,054		
新エネルギー発電設備	3,496,651	3,496,993	3,496,906	3,496,906	3,507,056	0.97%	5,706,954	12,110,679	20,529,404	28,935,984	61,576,067	1.30%	
普通修繕費	19,944	10,454	28,114	72,037	39,861		48,769	158,466	268,009	371,086	797,561		
送電設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
普通修繕費	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	—	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	—	
変電設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
普通修繕費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
配電設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
普通修繕費	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	—	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	—	
業務設備	283,144,872	282,672,332	293,538,739	254,319,263	207,447,753	0.70%	193,223,213	178,134,053	188,327,080	197,360,106	563,821,239	0.66%	
普通修繕費	2,004,733	1,981,175	2,015,537	1,668,702	1,568,918		1,857,484	1,123,468	1,246,336	1,353,116	3,722,920		
合計	2,687,086,377	2,703,099,892	2,681,093,977	2,584,026,690	2,530,659,453	1.48%	2,506,450,903	2,716,208,757	2,954,521,677	3,007,210,356	8,677,940,790	1.69%	
普通修繕費	43,148,586	35,765,305	42,499,510	36,303,014	38,064,970		38,344,692	60,940,313	40,287,291	45,282,521	146,510,125		

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の普通修繕費の()内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5) 第3条第2項第5号関係

[水利使用料]

項目	(単位：千円)				備考
	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	
水利使用料	1,266,401	1,266,401	1,266,401	3,799,203	

(6) 第3条第2項第6号関係

[減価償却費]

項目	(単位：千円)				備考
	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	
水力発電設備	4,573,909	4,969,285	5,226,106	14,769,300	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
火力発電設備	28,517,730	31,853,707	33,178,362	93,549,799	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
原子力発電設備	16,694,199	31,155,766	31,427,961	79,277,926	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
新エネルギー発電設備	540,339	998,891	1,456,538	2,995,768	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
送電設備	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
変電設備	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
配電設備	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
業務設備	5,267,931	6,630,481	7,846,595	19,745,007	
特別償却費	-	-	-	-	
普通償却費	55,594,108	75,608,130	79,135,562	210,337,800	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
合計					

(7) 第3条第2項第7号関係

[固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税]

項目	(単位：千円)				備考
	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	
固定資産税	8,557,709	10,706,116	14,248,265	33,512,090	
雑税	2,012,643	1,550,159	2,043,747	5,606,549	
電源開発促進税	-	-	-	-	
事業税	9,621,661	8,972,036	9,993,348	28,587,045	
合計	20,192,013	21,228,311	26,285,360	67,705,684	

(8) 第3条第2項第8号関係

[他社購入電源費、非化石証書購入費]

項目	2023年度			2024年度		2025年度		原価算定期間計		備考
	他社購入電源費 料金計	528,171,392 (118,158,837)	513,759,197 (119,596,545)	414,539,728 (120,810,112)	1,456,470,317 (358,565,494)	2025年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
他社購入電源費及び他社購入送電費に係る電力量(10 ⁶ kWh)	26,864			23,200	21,159			71,224		
非化石証書購入費	3,066,592			64,673	826,442			3,957,707		
非化石証書購入費に係る電力量(10 ⁶ kWh)	5,112			184	1,439			6,735		

(記載注意)

他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

(9) 第3条第2項第9号関係

[建設分担関連経費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連経費振替額(貸方)]

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均振替率 (%)						
建設分担関連経費振替額(貸方)	168,348,601	116,949,742	110,547,359	0.20%	157,004,354	229,149,588	189,825,470	182,814,277	601,789,334	
振替額	▲265,056	▲316,353	▲196,818		▲298,104	▲381,163	▲405,746	▲406,577	▲1,193,486	
附帯事業営業費用分担関連経費振替額(貸方)	29,873,043	23,788,441	34,172,966	0.37%	65,926,121	73,739,299	72,126,437	92,808,115	238,673,851	
振替額	▲137,900	▲115,718	▲117,467		▲213,592	▲233,083	▲227,730	▲288,652	▲749,465	

(10) 第3条第2項第10号関係

[株式交付費償却、社債発行費償却]

項目	2023年度			2024年度		2025年度		原価算定期間計		備考
株式交付費償却										
社債発行費償却										
合計										

(11) 第3条第2項第11号関係

[法人税等]

項目	2023年度			2024年度		2025年度		原価算定期間計		備考
法人税等										
法人税				6,402,815	6,402,815	6,402,815	6,402,815	19,208,445		
法人税割				592,101	592,101	592,101	592,101	1,776,303		
合計				6,994,916	6,994,916	6,994,916	6,994,916	20,984,748		

第2表

事業報酬明細表

(第4条第2項第1号、同条第3項第1号関係)

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
電気事業報酬	特定固定資産	1,631,546,817	1,899,007,546	1,871,448,933	5,402,003,296		
	建設中の資産	522,845,565	449,391,825	512,889,315	1,485,126,706		
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	28,404,606	32,334,702	37,119,777	97,859,085		
	核燃料資産	137,090,587	136,346,698	134,030,355	407,467,640		
	特定投資	34,094,643	34,094,643	34,094,643	102,283,928		
	運転資本	営業資本	150,061,591	130,266,490	134,416,551	414,744,632	
		貯蔵品	72,455,615	64,868,628	76,661,807	213,986,049	
		小計	222,517,206	195,135,118	211,078,358	628,730,681	
	繰延償却資産	—	—	—	—		
	合計	2,576,499,424	2,746,310,532	2,800,661,381	8,123,471,336		
	報酬率 (%)	2.6	2.6	2.6	2.6		
電気事業報酬額	66,988,985	71,404,074	72,817,196	211,210,255			

第3表

一般送配電事業等に係る事業報酬明細表

(第4条第2項第2号関係)

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
電気事業報酬	特定固定資産	895,666,680	895,666,680	895,666,680	2,687,000,040		
	建設中の資産	11,234,765	11,234,765	11,234,765	33,704,296		
	特定投資	592,799	592,799	592,799	1,778,396		
	運転資本	営業資本	20,475,507	20,475,507	20,475,507	61,426,521	
		貯蔵品	3,498,144	3,498,144	3,498,144	10,494,431	
		小計	23,973,651	23,973,651	23,973,651	71,920,952	
	繰延償却資産	—	—	—	—		
	合計	931,467,895	931,467,895	931,467,895	2,794,403,684		
	報酬率 (%)	1.9	1.9	1.9	1.9		
	電気事業報酬額	17,697,890	17,697,890	17,697,890	53,093,670		

第4表

事業報酬明細表

(第4条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額)

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
電気事業報酬	特定固定資産	735,880,137	1,003,340,866	975,782,253	2,715,003,256		
	建設中の資産	511,610,800	438,157,060	501,654,550	1,451,422,410		
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	28,404,606	32,334,702	37,119,777	97,859,085		
	核燃料資産	137,090,587	136,346,698	134,030,355	407,467,640		
	特定投資	33,501,844	33,501,844	33,501,844	100,505,532		
	運転資本	営業資本	129,586,084	109,790,983	113,941,044	353,318,111	
		貯蔵品	68,957,471	61,370,484	73,163,663	203,491,618	
		小計	198,543,555	171,161,467	187,104,707	556,809,729	
	繰延償却資産	—	—	—	—		
	合計	1,645,031,529	1,814,842,637	1,869,193,486	5,329,067,652		

《項目別明細表》

(1)第4条第4項関係

[特定固定資産]

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考		
水力発電設備	期首残高	帳簿原価	469,630,646	464,447,245	471,263,403	1,405,341,294		
		工事費負担金等	9,035,257	9,021,150	9,017,487	27,073,894		
		減価償却累計額	355,860,642	348,511,729	350,309,124	1,054,681,495		
		差引帳簿価額	104,734,747	106,914,366	111,936,792	323,585,905		
	期中増減額	帳簿原価増加額	10,828,944	10,973,404	9,016,657	30,819,005		
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—		
		減価償却累計額増加額	4,573,909	4,969,285	5,226,106	14,769,300		
		帳簿原価減少額	16,012,345	4,157,246	3,448,765	23,618,356		
		工事費負担金等減少額	14,107	3,663	3,038	20,808		
	期末残高	減価償却累計額減少額	11,922,822	3,171,890	2,616,784	17,711,496		
		帳簿原価	464,447,245	471,263,403	476,831,295	1,412,541,943		
		工事費負担金等	9,021,150	9,017,487	9,014,449	27,053,086		
		減価償却累計額	348,511,729	350,309,124	352,918,446	1,051,739,299		
	火力発電設備	期首残高	差引帳簿価額	106,914,366	111,936,792	114,898,400	333,749,558	
平均帳簿価額			106,187,227	109,945,373	112,132,367	328,264,967		
期中増減額			帳簿原価	1,302,859,298	1,334,031,358	1,360,912,312	3,997,802,968	
			工事費負担金等	3,210,522	3,209,454	3,206,462	9,626,438	
		減価償却累計額	974,460,211	988,199,344	1,020,777,965	2,983,437,520		
		差引帳簿価額	325,188,565	342,622,560	336,927,885	1,004,739,010		
期末残高		帳簿原価増加額	46,744,209	26,872,273	8,249,787	81,866,269		
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—		
		減価償却累計額増加額	28,517,730	31,853,707	33,178,362	93,549,799		
		帳簿原価減少額	2,651,300	7,424,020	2,985,988	13,061,308		
		工事費負担金等減少額	1,068	2,992	1,203	5,263		
期末残高		減価償却累計額減少額	2,250,564	6,496,969	2,342,682	11,090,215		
		帳簿原価	1,346,952,207	1,353,479,611	1,366,176,111	4,066,607,929		
		工事費負担金等	3,209,454	3,206,462	3,205,259	9,621,175		
	減価償却累計額	1,000,727,377	1,013,556,082	1,051,613,645	3,065,897,104			
期末残高	差引帳簿価額	343,015,376	336,717,067	311,357,207	991,089,650			
	平均帳簿価額	319,096,254	340,668,430	324,949,138	984,713,822			

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
原子力発電設備	期首残高	帳簿原価	538,533,611	929,505,044	938,603,725	2,406,642,380
		工事費負担金等	1,633,502	1,629,168	1,627,653	4,890,323
		減価償却累計額	434,035,211	448,964,068	478,815,017	1,361,814,296
		差引帳簿価額	102,864,898	478,911,808	458,161,055	1,039,937,761
	期中増減額	帳簿原価増加額	397,092,633	11,238,362	10,841,106	419,172,101
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—
		減価償却累計額増加額	16,694,199	31,155,766	31,427,961	79,277,926
		帳簿原価減少額	6,121,200	2,139,681	1,403,145	9,664,026
		工事費負担金等減少額	4,334	1,515	993	6,842
		減価償却累計額減少額	1,765,342	1,304,817	461,387	3,531,546
	期末残高	帳簿原価	929,505,044	938,603,725	948,041,686	2,816,150,455
		工事費負担金等	1,629,168	1,627,653	1,626,660	4,883,481
		減価償却累計額	448,964,068	478,815,017	509,781,591	1,437,560,676
		差引帳簿価額	478,911,808	458,161,055	436,633,435	1,373,706,298
	平均帳簿価額	241,535,599	470,846,722	446,775,508	1,159,157,829	
	新エネルギー等発電設備	期首残高	帳簿原価	7,896,701	16,324,656	24,734,152
工事費負担金等			507,373	507,373	507,373	1,522,119
減価償却累計額			1,442,970	1,983,292	2,982,176	6,408,438
差引帳簿価額			5,946,358	13,833,991	21,244,603	41,024,952
期中増減額		帳簿原価増加額	9,062,352	9,042,483	9,036,204	27,141,039
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—
		減価償却累計額増加額	540,339	998,891	1,456,538	2,995,768
		帳簿原価減少額	634,397	632,987	632,540	1,899,924
		工事費負担金等減少額	—	—	—	—
		減価償却累計額減少額	17	7	3	27
期末残高		帳簿原価	16,324,656	24,734,152	33,137,816	74,196,624
		工事費負担金等	507,373	507,373	507,373	1,522,119
		減価償却累計額	1,983,292	2,982,176	4,438,711	9,404,179
		差引帳簿価額	13,833,991	21,244,603	28,191,732	63,270,326
平均帳簿価額		10,259,051	17,908,023	25,086,844	53,253,918	
送電設備		期首残高	帳簿原価	—	—	—
	工事費負担金等		—	—	—	—
	減価償却累計額		—	—	—	—
	差引帳簿価額		—	—	—	—
	期中増減額	帳簿原価増加額	—	—	—	—
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—
		減価償却累計額増加額	—	—	—	—
		帳簿原価減少額	—	—	—	—
		工事費負担金等減少額	—	—	—	—
		減価償却累計額減少額	—	—	—	—
	期末残高	帳簿原価	—	—	—	—
		工事費負担金等	—	—	—	—
		減価償却累計額	—	—	—	—
		差引帳簿価額	—	—	—	—
	平均帳簿価額	—	—	—	—	

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
変電設備	期首残高	帳簿原価	—	—	—	—
		工事費負担金等	—	—	—	—
		減価償却累計額	—	—	—	—
		差引帳簿価額	—	—	—	—
	期中増減額	帳簿原価増加額	—	—	—	—
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—
		減価償却累計額増加額	—	—	—	—
		帳簿原価減少額	—	—	—	—
		工事費負担金等減少額	—	—	—	—
		減価償却累計額減少額	—	—	—	—
	期末残高	帳簿原価	—	—	—	—
		工事費負担金等	—	—	—	—
		減価償却累計額	—	—	—	—
差引帳簿価額		—	—	—	—	
平均帳簿価額	—	—	—	—	—	
配電設備	期首残高	帳簿原価	—	—	—	—
		工事費負担金等	—	—	—	—
		減価償却累計額	—	—	—	—
		差引帳簿価額	—	—	—	—
	期中増減額	帳簿原価増加額	—	—	—	—
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—
		減価償却累計額増加額	—	—	—	—
		帳簿原価減少額	—	—	—	—
		工事費負担金等減少額	—	—	—	—
		減価償却累計額減少額	—	—	—	—
	期末残高	帳簿原価	—	—	—	—
		工事費負担金等	—	—	—	—
		減価償却累計額	—	—	—	—
差引帳簿価額		—	—	—	—	
平均帳簿価額	—	—	—	—	—	
業務設備	期首残高	帳簿原価	174,822,127	181,445,978	195,208,181	551,476,286
		工事費負担金等	6,480,554	6,486,219	6,488,331	19,455,104
		減価償却累計額	110,561,797	114,457,160	120,220,738	345,239,695
		差引帳簿価額	57,779,776	60,502,599	68,499,112	186,781,487
	期中増減額	帳簿原価増加額	8,568,677	15,599,751	5,473,197	29,641,625
		工事費負担金等増加額	9,162	5,416	2,400	16,978
		減価償却累計額増加額	5,267,931	6,630,481	7,846,595	19,745,007
		帳簿原価減少額	1,944,826	1,837,548	1,169,348	4,951,722
		工事費負担金等減少額	3,497	3,304	2,102	8,903
		減価償却累計額減少額	1,372,567	866,904	734,083	2,973,554
	期末残高	帳簿原価	181,445,978	195,208,181	199,512,030	576,166,189
		工事費負担金等	6,486,219	6,488,331	6,488,629	19,463,179
		減価償却累計額	114,457,161	120,220,737	127,333,250	362,011,148
差引帳簿価額		60,502,598	68,499,113	65,690,151	194,691,862	
平均帳簿価額	58,802,006	63,972,318	66,838,396	189,612,720	—	
レポートベース		735,880,137	1,003,340,866	975,782,253	2,715,003,256	—

[建設中の資産]

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額	5,717,655	4,716,833	4,099,669	14,534,157	
	期中増加額	9,828,122	10,356,240	8,683,241	28,867,603	
	期中減少額	10,828,944	10,973,404	9,016,657	30,819,005	
	期末帳簿価額	4,716,833	4,099,669	3,766,253	12,582,755	
	平均帳簿価額	6,510,254	4,715,183	5,328,903	16,554,340	
火力発電設備	期首帳簿価額	36,421,449	2,304,524	112,023	38,837,996	
	期中増加額	12,654,453	24,737,270	8,879,038	46,270,761	
	期中減少額	46,771,378	26,929,771	8,280,378	81,981,527	
	期末帳簿価額	2,304,524	112,023	710,683	3,127,230	
	平均帳簿価額	35,810,540	6,389,907	749,561	42,950,008	
原子力発電設備	期首帳簿価額	1,016,852,221	807,324,115	933,376,763	2,757,553,099	
	期中増加額	187,564,527	137,291,010	145,549,832	470,405,369	
	期中減少額	397,092,633	11,238,362	10,841,106	419,172,101	
	期末帳簿価額	807,324,115	933,376,763	1,068,085,489	2,808,786,367	
	平均帳簿価額	963,948,643	847,127,754	977,602,112	2,788,678,509	
新エネルギー等発電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	9,062,352	9,042,483	9,036,204	27,141,039	
	期中減少額	9,062,352	9,042,483	9,036,204	27,141,039	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	1,943,531	1,943,531	1,943,531	5,830,593	
送電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
変電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
配電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
業務設備	期首帳簿価額	11,588,169	17,734,779	13,828,989	43,151,937	
	期中増加額	14,715,287	11,693,961	14,094,147	40,503,395	
	期中減少額	8,568,677	15,599,751	5,473,197	29,641,625	
	期末帳簿価額	17,734,779	13,828,989	22,449,939	54,013,707	
	平均帳簿価額	15,008,632	16,137,744	17,684,992	48,831,368	
レートベース	511,610,800	438,157,060	501,654,550	1,451,422,410		

[使用済燃料再処理関連加工仮勘定]

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
使用済燃料再処理 関連加工 仮勘定	期首帳簿価額	26,510,965	30,298,246	34,371,158	91,180,369	
	期中増加額	3,787,281	4,072,912	5,497,238	13,357,431	
	期末帳簿価額	30,298,246	34,371,158	39,868,396	104,537,800	
	平均帳簿価額	28,404,606	32,334,702	37,119,777	97,859,085	
レートベース	28,404,606	32,334,702	37,119,777	97,859,085		

[核燃料資産]

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
装荷以前の 核燃料資産	期首帳簿価額	133,724,771	135,505,593	132,253,428	401,483,792	
	期中増加額	8,571,050	1,432,326	7,545,528	17,548,904	
	期中減少額	6,790,228	4,684,491	8,784,577	20,259,296	
	期末帳簿価額	135,505,593	132,253,428	131,014,379	398,773,400	
	平均帳簿価額	134,615,182	133,879,510	131,633,903	400,128,595	
再処理関係 核燃料資産	期首帳簿価額	2,422,206	2,528,604	2,405,771	7,356,581	
	期中増加額	236,580	7,417	7,578	251,575	
	期中減少額	130,182	130,250	26,217	286,649	
	期末帳簿価額	2,528,604	2,405,771	2,387,132	7,321,507	
	平均帳簿価額	2,475,405	2,467,188	2,396,452	7,339,045	
レートベース	137,090,587	136,346,698	134,030,355	407,467,640		

[特定投資]

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
日本原子力 研究開発機 構	期首帳簿価額	816,883	816,883	816,883	2,450,649	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	816,883	816,883	816,883	2,450,649	
	平均帳簿価額	816,883	816,883	816,883	2,450,649	
新エネル ギー・産業 技術総合開 発機構	期首帳簿価額	5,961	5,961	5,961	17,883	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	5,961	5,961	5,961	17,883	
	平均帳簿価額	5,961	5,961	5,961	17,883	
原子力損害 賠償・廃炉 等支援機構	期首帳簿価額	331,000	331,000	331,000	993,000	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	331,000	331,000	331,000	993,000	
	平均帳簿価額	331,000	331,000	331,000	993,000	
大崎クール ジェン	期首帳簿価額	492,480	492,480	492,480	1,477,440	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	492,480	492,480	492,480	1,477,440	
	平均帳簿価額	492,480	492,480	492,480	1,477,440	
超電導セン サテクノロ ジー	期首帳簿価額	9,940	9,940	9,940	29,820	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	9,940	9,940	9,940	29,820	
	平均帳簿価額	9,940	9,940	9,940	29,820	
日本原燃	期首帳簿価額	31,845,580	31,845,580	31,845,580	95,536,740	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	31,845,580	31,845,580	31,845,580	95,536,740	
	平均帳簿価額	31,845,580	31,845,580	31,845,580	95,536,740	
レートベース	33,501,844	33,501,844	33,501,844	100,505,532		

(記載注意)

(何)の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
営業費項目	役員給与	174,870	174,870	174,870	524,610	
	給料手当	24,027,228	23,630,686	23,205,671	70,863,585	
	給料手当振替額（貸方）	▲233,085	▲227,804	▲222,182	▲683,071	
	退職給与金	175,740	26,801	▲314,474	▲111,933	
	厚生費	4,852,769	4,797,338	4,725,915	14,376,022	
	委託検針費	—	—	—	—	
	委託集金費	—	—	—	—	
	雑給	800,446	800,446	800,446	2,401,338	
	燃料費	552,723,052	491,986,664	586,309,327	1,631,019,043	
	使用済燃料再処理等拠出金発電費	1,737,607	10,377,275	8,420,817	20,535,699	
	廃棄物処理費	14,615,025	13,504,769	13,047,631	41,167,425	
	特定放射性廃棄物処分費	—	3,117,312	2,690,283	5,807,595	
	消耗品費	2,630,686	2,092,616	1,901,249	6,624,551	
	修繕費	60,940,313	40,287,291	45,282,521	146,510,125	
	水利使用料	1,266,401	1,266,401	1,266,401	3,799,203	
	補償費	891,283	879,956	866,277	2,637,516	
	賃借料	4,677,351	4,726,073	4,600,681	14,004,105	
	委託費	34,790,757	26,927,885	28,070,099	89,788,741	
	損害保険料	423,362	518,259	537,960	1,479,581	
	原子力損害賠償資金補助法一般負担金	6,264	6,264	6,264	18,792	
	原賠・廃炉等支援機構一般負担金	5,174,533	5,174,533	5,174,533	15,523,599	
	普及開発関係費	125,475	104,972	102,461	332,908	
	養成費	553,713	543,853	498,683	1,596,249	
	研究費	3,139,985	2,727,648	1,983,088	7,850,721	
	諸費	15,279,759	16,782,290	15,847,628	47,909,677	
	貸倒損	7,981	—	—	7,981	
	固定資産税	—	—	—	—	
	雑税	—	—	—	—	
	減価償却費	—	—	—	—	
	固定資産除却費	3,535,136	2,335,550	1,412,093	7,282,779	
	原子力発電施設解体費	110,785	137,000	114,200	361,985	
	共有設備費等分担額	233,996	233,996	233,996	701,988	
	共有設備費等分担額（貸方）	▲29,535	▲29,535	▲29,535	▲88,605	
	他社購入電源費	528,171,392	513,759,197	414,539,728	1,456,470,317	
	非化石証書購入費	3,066,592	64,673	826,442	3,957,707	
	建設分担関連費振替額（貸方）	▲381,163	▲405,746	▲406,577	▲1,193,486	
	附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲233,083	▲227,730	▲288,652	▲749,465	
	原子力廃止関連仮勘定償却費	—	—	—	—	
	電源開発促進税	—	—	—	—	
	事業税	—	—	—	—	
	開発費	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—		
電力費振替勘定（貸方）	▲1,783,871	▲2,293,999	▲2,596,887	▲6,674,757		
株式交付費	—	—	—	—		
株式交付費償却	—	—	—	—		
社債発行費	529,263	529,263	529,263	1,587,789		
社債発行費償却	—	—	—	—		
法人税等	—	—	—	—		
小 計	1,262,001,027	1,164,329,067	1,159,310,220	3,585,640,314		
控除収益項目	他社販売電源料	▲197,696,938	▲257,722,564	▲218,933,881	▲674,353,383	
	託送収益	—	—	—	—	
	電気事業雑収益	▲24,990,237	▲25,925,850	▲26,495,201	▲77,411,288	
	預金利息	▲9,409	▲9,409	▲9,409	▲28,227	
	賠償負担金相当収益	▲1,825,133	▲1,825,133	▲1,825,133	▲5,475,399	
	廃炉円滑化負担金相当収益	▲790,639	▲518,244	▲518,244	▲1,827,127	
	小 計	▲225,312,356	▲286,001,200	▲247,781,868	▲759,095,424	
合 計	1,036,688,671	878,327,867	911,528,352	2,826,544,890		
レートベース	129,586,084	109,790,983	113,941,044	353,318,111		

(記載注意)

(何)の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

[運転資本（貯蔵品）]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
火力燃料貯蔵品	石炭	消費金額	367,298,040	362,179,830	368,632,767	1,098,110,637
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	45,912,255	45,272,479	46,079,096	137,263,830
	バイオマス	消費金額	13,981,098	17,228,403	15,269,024	46,478,525
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	1,747,637	2,153,550	1,908,629	5,809,816
	重油	消費金額	37,100,861	30,821,414	38,104,014	106,026,289
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	4,637,608	3,852,677	4,763,001	13,253,286
	LNG	消費金額	132,363,503	79,805,212	162,372,466	374,541,181
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	16,545,438	9,975,652	20,296,558	46,817,648
	助燃用油	消費金額	916,266	929,004	931,032	2,776,302
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	114,533	116,126	116,379	347,038
小 計		68,957,471	61,370,484	73,163,663	203,491,618	
新エネルギー等貯蔵品	—	消費金額	—	—	—	—
		平均月数	—	—	—	—
		計	—	—	—	—
	小 計		—	—	—	—
その他貯蔵品	配電平均帳簿原価		—	—	—	—
	一般貯蔵品払出率		—	—	—	—
	一般貯蔵品在庫率		—	—	—	—
	小 計		—	—	—	—
合 計		68,957,471	61,370,484	73,163,663	203,491,618	
レートベース		68,957,471	61,370,484	73,163,663	203,491,618	

(記載注意)

(何) の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

[繰延償却資産]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
株式交付費	期首帳簿価額	—	—	—	—
	増加額	—	—	—	—
	償却額	—	—	—	—
	期末帳簿価額	—	—	—	—
	平均帳簿価額	—	—	—	—
社債発行費	期首帳簿価額	—	—	—	—
	増加額	—	—	—	—
	償却額	—	—	—	—
	平均帳簿価額	—	—	—	—
開発費	期首帳簿価額	—	—	—	—
	増加額	—	—	—	—
	償却額	—	—	—	—
	平均帳簿価額	—	—	—	—
レートベース	—	—	—	—	—

(2) 第4条第5項関係

[報酬率]

(単位：%)

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	適用率	備考
自己資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値	9.67	10.71	10.43	9.21	7.60	—	7.26
	国債、地方債等公社債の利回りの実績率	0.041	0.137	0.137	▲ 0.001	0.090	—	
他人資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率	—	—	—	—	—	0.66	0.66
事業報酬率	—	—	—	—	—	—	—	2.6

(3) 第4条第6項関係

[一般送配電事業の報酬率]

(単位：%)

項目	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	適用率	備考
自己資本報酬率	全ての一般送配電事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	6.95	9.35	—	3.47
	国債、地方債等公社債の利回りの実績率	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70	—	
他人資本報酬率	直近の一定期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率に、過去の一定期間における全ての一般送配電事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率から当該期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率を控除して得た率を加重平均して算定した率を加えて得た率	—	—	—	1.49	1.39	1.12	1.01	0.82	1.17
事業報酬率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.9

(記載注意)

- ・ 報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。
- ・ 項目別明細表のうち、第4条第4項関係については、第4条第2項第1号又は同条第3項第1号関係、同条第2項第2号関係、同条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額に係るものの別に作成すること。

第5表

控除収益明細表

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
他社販売電源料	197,696,938	257,722,564	218,933,881	674,353,383	
託送収益	—	—	—	—	
電気事業権収益	24,990,237	25,925,850	26,495,201	77,411,288	
預金利息	9,409	9,409	9,409	28,227	
賠償負担金相当収益	1,825,133	1,825,133	1,825,133	5,475,399	
廃炉円滑化負担金相当収益	790,639	518,244	518,244	1,827,127	
合計	225,312,356	286,001,200	247,781,868	759,095,424	

《項目別明細表》

(1) 第5条第2項関係

[他社販売電源料]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
他社販売電 力料	197,696,938	257,722,564	218,933,881	674,353,383	
電力量(10 ⁶ kWh)	8,621	9,050	8,818	26,489	

[託送収益]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
その他託送収益	—	—	—	—	

〔電気事業補収益〕 (単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
契約超過金	62,851	112,875	68,817	81,514	81,508	81,508	81,508	244,524	
違約金	1,600	291	10,001	3,964	3,964	3,964	3,964	11,892	
諸貸付料	237	—	—	79	—	—	—	—	
受託運転益	69	—	—	23	—	—	—	—	
器具販売益	—	—	—	—	—	—	—	—	
受託工事益	67,663	—	—	22,554	—	—	—	—	
広告料	13,197	1,728	2,062	5,662	10	10	10	30	
供給雑収	1,979,551	598,100	582,917	1,053,523	601,724	629,759	628,883	1,889,578	
雑口	10,390,773	20,500,782	21,331,221	17,407,592	24,273,819	25,210,609	25,780,836	75,265,264	
合計	12,515,945	21,213,778	21,995,021	18,574,914	24,990,237	25,925,850	26,495,201	77,411,288	

〔預金利息〕 (単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
普通預金	181	497	437	372	372	372	372	1,116	
定期預金	19,213	7,898	—	9,037	9,037	9,037	9,037	27,111	
合計	19,394	8,396	437	9,409	9,409	9,409	9,409	28,227	
電灯・電力料収入 (記載注意)	916,542,392	806,370,443	764,770,914	1,113,805,665	1,295,993,023	1,284,412,640	1,276,425,946	3,856,831,609	

(何) の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

〔賠償負担金相当収益〕 (単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
賠償負担金相当収益	—	848,113	1,738,013	862,042	1,825,133	1,825,133	1,825,133	5,475,399	

〔廃炉円滑化負担金相当収益〕 (単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
廃炉円滑化負担金相当収益	—	430,687	882,595	437,761	790,639	518,244	518,244	1,827,127	

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3（第6条第3項、第20条第3項関係）

部門整理表(1)

(単位：千円)

	水力発電費			火力発電費		
	計	固有	一般	計	固有	一般
役員給与	70,602	—	70,602	125,791	—	125,791
給料手当	9,674,880	6,817,357	2,857,523	16,310,448	11,018,832	5,291,616
給料手当振替額（貸方）	▲201,082	▲186,795	▲14,287	▲77,144	▲50,686	▲26,458
退職給与金	▲15,064	—	▲15,064	▲26,839	—	▲26,839
厚生費	1,885,558	1,097,115	788,443	3,514,695	2,054,640	1,460,055
委託検針費	—	—	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—
雑給	223,353	105,015	118,338	311,542	100,701	210,841
燃料費	—	—	—	1,631,019,043	1,631,019,043	—
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	32,560,891	32,560,891	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—
消耗品費	565,380	236,002	329,378	1,701,000	1,114,150	586,850
修繕費	15,162,470	14,555,299	607,171	83,706,334	83,016,291	690,043
水利使用料	3,799,203	3,799,203	—	—	—	—
補償費	1,873,528	1,868,961	4,567	724,818	241,959	482,859
賃借料	2,069,373	508,335	1,561,038	2,753,506	131,271	2,622,235
委託費	7,398,973	3,869,298	3,529,675	18,726,379	9,975,595	8,750,784
損害保険料	—	—	—	37,291	36,898	393
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	2,639	—	2,639	58,571	—	58,571
養成費	101,459	—	101,459	714,403	—	714,403
研究費	294,388	—	294,388	4,328,992	—	4,328,992
諸費	5,370,137	4,002,018	1,368,119	19,262,318	16,806,542	2,455,776
貸倒損	—	—	—	—	—	—
固定資産税	4,946,188	4,589,976	356,212	14,410,393	14,013,288	397,105
雑税	20,893	16,229	4,664	792,184	615,520	176,664
減価償却費	18,091,784	14,769,300	3,322,484	97,256,109	93,549,799	3,706,310
固定資産除却費	4,824,036	4,736,144	87,892	1,833,337	1,735,355	97,982
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額	701,988	701,988	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	▲88,605	▲88,605	—	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	▲2,306	—	▲2,306	▲42,012	—	▲42,012
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	▲749,465	▲33,739	▲715,726
開発費	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—
社債発行費	275,704	—	275,704	789,036	—	789,036
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—
法人税等	730,689	—	730,689	16,218,062	—	16,218,062
電気事業報酬	12,127,669	—	12,127,669	49,340,730	—	49,340,730
合計	89,903,837	61,396,840	28,506,997	1,995,600,412	1,897,906,350	97,694,062

(記載注意)

- 1 固有の欄には第6条第1項で各部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3（第6条第3項、第20条第3項関係）

部門整理表(2)

(単位：千円)

	原子力発電費			新エネルギー等発電費		
	計	固有	一般	計	固有	一般
役員給与	155,778	—	155,778	4,375	—	4,375
給料手当	21,168,388	14,071,570	7,096,818	597,783	384,679	213,104
給料手当振替額（貸方）	▲361,946	▲326,462	▲35,484	▲11,184	▲10,118	▲1,066
退職給与金	▲33,237	—	▲33,237	▲934	—	▲934
厚生費	4,256,647	2,298,504	1,958,143	120,077	61,278	58,799
委託検針費	—	—	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—
雑給	1,063,120	802,017	261,103	7,333	—	7,333
燃料費	9,255,444	9,255,444	—	—	—	—
使用済燃料再処理等抛入金発電費	20,535,699	20,535,699	—	—	—	—
廃棄物処理費	8,606,534	8,606,534	—	—	—	—
特定放射性廃棄物処分費	5,807,595	5,807,595	—	—	—	—
消耗品費	3,130,367	2,403,620	726,747	20,925	513	20,412
修繕費	45,399,378	44,418,054	981,324	835,125	797,561	37,564
水利使用料	—	—	—	—	—	—
補償費	33,357	33,276	81	—	—	—
賃借料	3,832,541	487,978	3,344,563	91,865	93	91,772
委託費	42,222,006	29,384,535	12,837,471	212,103	37,640	174,463
損害保険料	1,442,290	1,427,089	15,201	—	—	—
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	18,792	18,792	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	15,523,599	15,523,599	—	—	—	—
普及開発関係費	267,172	—	267,172	230	—	230
養成費	532,580	—	532,580	6,288	—	6,288
研究費	2,955,900	—	2,955,900	103,562	—	103,562
諸費	7,136,437	2,877,670	4,258,767	111,541	25,355	86,186
貸倒損	—	—	—	—	—	—
固定資産税	12,914,150	12,346,337	567,813	468,124	445,836	22,288
雑税	4,151,749	3,225,893	925,856	7,507	5,832	1,675
減価償却費	84,574,078	79,277,926	5,296,152	3,203,658	2,995,768	207,890
固定資産除却費	4,386,131	4,246,029	140,102	7,074	1,575	5,499
原子力発電施設解体費	7,738,248	7,738,248	—	—	—	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	▲1,149,168	—	▲1,149,168	—	—	—
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	—	—	—
開発費	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—
社債発行費	510,998	—	510,998	12,051	—	12,051
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—
法人税等	3,282,015	—	3,282,015	63,584	—	63,584
電気事業報酬	94,485,698	—	94,485,698	1,972,835	—	1,972,835
合計	403,842,340	264,459,947	139,382,393	7,833,923	4,746,012	3,087,911

(記載注意)

- 1 固有の欄には第6条第1項で各部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3 (第6条第3項、第20条第3項関係)

部門整理表(3)

(単位:千円)

	送電費			変電費			配電費		
	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般
役員給与	-	-	-	-	-	-	-	-	-
給料手当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
給料手当振替額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
退職給与金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚生費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託検針費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑給	-	-	-	-	-	-	-	-	-
燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
使用済燃料再処理等抛出名発電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消耗品費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
修繕費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水利使用料	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補償費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賃借料	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
損害保険料	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
養成費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
研究費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
諸費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑税	-	-	-	-	-	-	-	-	-
減価償却費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産除却費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共有設備費等分担額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気事業報酬	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(記載注意)

- 1 固有の欄には第6条第1項で各部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3（第6条第3項、第20条第3項関係）

部門整理表(4)

(単位：千円)

	販売費			合計
	計	固有	一般	
役員給与	168,064	—	168,064	524,610
給料手当	23,112,086	16,769,175	6,342,911	70,863,585
給料手当振替額（貸方）	▲31,715	—	▲31,715	▲683,071
退職給与金	▲35,859	—	▲35,859	▲111,933
厚生費	4,599,044	2,848,918	1,750,126	14,376,022
委託検針費	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—
雑給	795,990	514,293	281,697	2,401,338
燃料費	—	—	—	1,640,274,487
使用済燃料再処理等抛入金発電費	—	—	—	20,535,699
廃棄物処理費	—	—	—	41,167,425
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	5,807,595
消耗品費	1,206,879	422,813	784,066	6,624,551
修繕費	1,406,818	—	1,406,818	146,510,125
水利使用料	—	—	—	3,799,203
補償費	5,813	5,799	14	2,637,516
賃借料	5,256,820	—	5,256,820	14,004,105
委託費	21,229,280	8,339,060	12,890,220	89,788,741
損害保険料	—	—	—	1,479,581
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	18,792
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	15,523,599
普及開発関係費	4,296	1,803	2,493	332,908
養成費	241,519	—	241,519	1,596,249
研究費	167,879	—	167,879	7,850,721
諸費	16,029,244	12,718,330	3,310,914	47,909,677
貸倒損	1,088,283	1,088,283	—	1,088,283
固定資産税	773,235	—	773,235	33,512,090
雑税	634,216	492,797	141,419	5,606,549
減価償却費	7,212,171	—	7,212,171	210,337,800
固定資産除却費	190,788	—	190,788	11,241,366
原子力発電施設解体費	—	—	—	7,738,248
共有設備費等分担額	—	—	—	701,988
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	▲88,605
建設分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	▲1,193,486
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	▲749,465
開発費	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—
社債発行費	—	—	—	1,587,789
社債発行費償却	—	—	—	—
法人税等	690,398	—	690,398	20,984,748
電気事業報酬	189,653	—	189,653	158,116,585
合計	84,934,903	43,201,271	41,733,632	2,582,115,415

(記載注意)

- 1 固有の欄には第6条第1項で各部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第4 (第6条第4項関係)

販売費整理表

(単位:千円)

	需要家費	給電費	一般販売費	合計
役員給与	47,066	5,832	115,166	168,064
給料手当	6,472,540	801,989	15,837,557	23,112,086
給料手当振替額(貸方)	▲8,882	▲1,101	▲21,732	▲31,715
退職給与金	▲10,042	▲1,244	▲24,573	▲35,859
厚生費	1,287,962	159,587	3,151,495	4,599,044
委託集金費	—	—	—	—
雑給	222,917	27,621	545,452	795,990
燃料費	—	—	—	—
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—
消耗品費	352,161	39,321	815,397	1,206,879
修繕費	388,408	49,801	968,609	1,406,818
水利使用料	—	—	—	—
補償費	1,628	202	3,983	5,813
賃借料	1,838,589	155,631	3,262,600	5,256,820
委託費	8,334,333	1,960,276	10,934,671	21,229,280
損害保険料	—	—	—	—
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—
普及開発関係費	—	—	4,296	4,296
養成費	67,637	8,381	165,501	241,519
研究費	6,057	147,001	14,821	167,879
諸費	11,327,107	698,782	4,003,355	16,029,244
貸倒損	—	—	1,088,283	1,088,283
固定資産税	201,706	29,569	541,960	773,235
雑税	177,612	22,007	434,597	634,216
減価償却費	1,881,367	275,793	5,055,011	7,212,171
固定資産除却費	49,769	7,296	133,723	190,788
原子力発電施設解体費	—	—	—	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—
共有設備費等分担額(貸方)	—	—	—	—
建設分担関連費振替額(貸方)	—	—	—	—
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	—	—	—	—
開発費	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—
社債発行費	—	—	—	—
社債発行費償却	—	—	—	—
法人税等	193,346	23,957	473,095	690,398
電気事業報酬	53,112	6,581	129,960	189,653
合計	32,884,393	4,417,282	47,633,228	84,934,903

(記載注意) 様式第1の注1及び2と同様とすること。

送配電非関連費明細表(1)

(単位：千円)

	総水力発電費			総火力発電費		
	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	70,602	70,602	—	125,791	112,837	12,954
給料手当	9,674,880	9,674,880	—	16,310,448	14,630,798	1,679,650
給料手当振替額（貸方）	▲201,082	▲201,082	—	▲77,144	▲69,200	▲7,944
退職給与金	▲15,064	▲15,064	—	▲26,839	▲24,075	▲2,764
厚生費	1,885,558	1,885,558	—	3,514,695	3,152,752	361,943
委託集金費	—	—	—	—	—	—
雑給	223,353	223,353	—	311,542	279,459	32,083
燃料費	—	—	—	1,631,019,043	—	1,631,019,043
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	32,560,891	—	32,560,891
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—
消耗品費	565,380	282,690	282,690	1,701,000	762,916	938,084
修繕費	15,162,470	15,162,470	—	83,706,334	75,086,256	8,620,078
水利使用料	3,799,203	3,799,203	—	—	—	—
補償費	1,873,528	1,873,528	—	724,818	650,176	74,642
貸借料	2,069,373	2,069,373	—	2,753,506	2,469,950	283,556
委託費	7,398,973	7,398,973	—	18,726,379	16,797,936	1,928,443
損害保険料	—	—	—	37,291	33,451	3,840
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	2,639	2,639	—	58,571	52,539	6,032
養成費	101,459	101,459	—	714,403	640,834	73,569
研究費	294,388	294,388	—	4,328,992	3,883,192	445,800
諸費	5,370,137	5,370,137	—	19,262,318	17,278,684	1,983,634
貸倒損	—	—	—	—	—	—
固定資産税	4,946,188	4,946,188	—	14,410,393	12,926,411	1,483,982
雑税	20,893	20,893	—	792,184	710,605	81,579
減価償却費	18,091,784	18,091,784	—	97,256,109	87,240,675	10,015,434
固定資産除却費	4,824,036	4,824,036	—	1,833,337	1,644,540	188,797
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額	701,988	701,988	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	▲88,605	▲88,605	—	—	—	—
他社購入電源費	30,392,023	24,925,973	5,466,050	1,063,215,908	183,479,476	879,736,432
非化石証書購入費	1,371,083	—	1,371,083	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	▲2,306	▲2,306	—	▲42,012	▲37,686	▲4,326
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	▲749,465	▲672,285	▲77,180
開発費	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—
社債発行費	275,704	275,704	—	789,036	707,781	81,255
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—
法人税等	730,689	730,689	—	16,218,062	14,547,926	1,670,136
電気事業報酬	12,127,669	12,127,669	—	49,340,730	44,259,622	5,081,108
他社販売電源料	▲70,653,125	▲39,987,738	▲30,665,387	▲570,374,432	▲92,036,283	▲478,338,149
合計	51,013,818	74,559,382	▲23,545,564	2,488,441,888	388,509,286	2,099,932,602

(記載注意)

その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

送配電非関連費明細表(2)

(単位：千円)

	総新エネルギー等発電費			総原子力発電費		
	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	4,375	4,375	—	155,778	155,778	—
給料手当	597,783	597,783	—	21,168,388	21,168,388	—
給料手当振替額（貸方）	▲11,184	▲11,184	—	▲361,946	▲361,946	—
退職給与金	▲934	▲934	—	▲33,237	▲33,237	—
厚生費	120,077	120,077	—	4,256,647	4,256,647	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—
雑給	7,333	7,333	—	1,063,120	1,063,120	—
燃料費	—	—	—	9,255,444	—	9,255,444
使用済燃料再処理等抛入金発電費	—	—	—	20,535,699	—	20,535,699
廃棄物処理費	—	—	—	8,606,534	—	8,606,534
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	5,807,595	—	5,807,595
消耗品費	20,925	10,463	10,462	3,130,367	1,565,184	1,565,183
修繕費	835,125	835,125	—	45,399,378	45,399,378	—
水利使用料	—	—	—	—	—	—
補償費	—	—	—	33,357	33,357	—
賃借料	91,865	91,865	—	3,832,541	3,832,541	—
委託費	212,103	212,103	—	42,222,006	42,222,006	—
損害保険料	—	—	—	1,442,290	1,442,290	—
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	18,792	18,792	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	15,523,599	15,523,599	—
普及開発関係費	230	230	—	267,172	267,172	—
養成費	6,288	6,288	—	532,580	532,580	—
研究費	103,562	103,562	—	2,955,900	2,955,900	—
諸費	111,541	111,541	—	7,136,437	7,136,437	—
貸倒損	—	—	—	—	—	—
固定資産税	468,124	468,124	—	12,914,150	12,914,150	—
雑税	7,507	7,507	—	4,151,749	4,151,749	—
減価償却費	3,203,658	3,203,658	—	84,574,078	84,574,078	—
固定資産除却費	7,074	7,074	—	4,386,131	4,386,131	—
原子力発電施設解体費	—	—	—	7,738,248	7,738,248	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—
他社購入電源費	358,565,494	327,855	358,237,639	4,296,892	4,296,892	—
非化石証書購入費	1,327,141	—	1,327,141	1,259,483	—	1,259,483
建設分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	▲1,149,168	▲1,149,168	—
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	—	—	—
開発費	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—
社債発行費	12,051	12,051	—	510,998	510,998	—
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—
法人税等	63,584	63,584	—	3,282,015	3,282,015	—
電気事業報酬	1,972,835	1,972,835	—	94,485,698	94,485,698	—
他社販売電源料	▲364,317	▲186,937	▲177,380	▲32,961,509	▲495,798	▲32,465,711
合計	367,362,241	7,964,379	359,397,862	376,437,206	361,872,979	14,564,227

(記載注意)

その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5（第8条第1項関係）

送配電非関連費明細表(3)

(単位：千円)

	給電費			合計		
	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	5,832	5,832	—	362,378	349,424	12,954
給料手当	801,989	801,989	—	48,553,488	46,873,838	1,679,650
給料手当振替額（貸方）	▲1,101	▲1,101	—	▲652,457	▲644,513	▲7,944
退職給与金	▲1,244	▲1,244	—	▲77,318	▲74,554	▲2,764
厚生費	159,587	159,587	—	9,936,565	9,574,622	361,943
委託集金費	—	—	—	—	—	—
雑給	27,621	27,621	—	1,632,969	1,600,886	32,083
燃料費	—	—	—	1,640,274,487	—	1,640,274,487
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	20,535,699	—	20,535,699
廃棄物処理費	—	—	—	41,167,425	—	41,167,425
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	5,807,595	—	5,807,595
消耗品費	39,321	19,661	19,660	5,456,993	2,640,914	2,816,079
修繕費	49,801	49,801	—	145,153,108	136,533,030	8,620,078
水利使用料	—	—	—	3,799,203	3,799,203	—
補償費	202	202	—	2,631,905	2,557,263	74,642
賃借料	155,631	155,631	—	8,902,916	8,619,360	283,556
委託費	1,960,276	1,960,276	—	70,519,737	68,591,294	1,928,443
損害保険料	—	—	—	1,479,581	1,475,741	3,840
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	18,792	18,792	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	15,523,599	15,523,599	—
普及開発関係費	—	—	—	328,612	322,580	6,032
養成費	8,381	8,381	—	1,363,111	1,289,542	73,569
研究費	147,001	147,001	—	7,829,843	7,384,043	445,800
諸費	698,782	698,782	—	32,579,215	30,595,581	1,983,634
貸倒損	—	—	—	—	—	—
固定資産税	29,569	29,569	—	32,768,424	31,284,442	1,483,982
雑税	22,007	22,007	—	4,994,340	4,912,761	81,579
減価償却費	275,793	275,793	—	203,401,422	193,385,988	10,015,434
固定資産除却費	7,296	7,296	—	11,057,874	10,869,077	188,797
原子力発電施設解体費	—	—	—	7,738,248	7,738,248	—
共有設備費等分担額	—	—	—	701,988	701,988	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	▲88,605	▲88,605	—
他社購入電源費	—	—	—	1,456,470,317	213,030,196	1,243,440,121
非化石証書購入費	—	—	—	3,957,707	—	3,957,707
建設分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	▲1,193,486	▲1,189,160	▲4,326
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	—	—	—	▲749,465	▲672,285	▲77,180
開発費	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—
社債発行費	—	—	—	1,587,789	1,506,534	81,255
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—
法人税等	23,957	23,957	—	20,318,307	18,648,171	1,670,136
電気事業報酬	6,581	6,581	—	157,933,513	152,852,405	5,081,108
他社販売電源料	—	—	—	▲674,353,383	▲132,706,756	▲541,646,627
合計	4,417,282	4,397,622	19,660	3,287,672,435	837,303,648	2,450,368,787

(記載注意)

その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第6 (第9条第3項関係)

送配電非関連需要明細表

	最大電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電量 (10 ⁶ kWh)	口数 (千口)
		夏期	冬期		
非特定需要	7,619	7,619	7,400	45,234	29,330
特定需要	987	924	888	4,112	26,058
合計	8,607	8,544	8,288	49,346	55,388

様式第7 (第16条関係)

送配電非開連費及び送配電開連費等計算表

(単位：千円)

	送配電非開連費						送配電開連費						
	固定費		可変費		需要家費		送配電開連費 託送供給費用 相当額		配電開連費 託送供給費用 相当額		合計		
	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	
初年度 特定需要													
二年度 特定需要													
三年度 特定需要													
原価算定期間計	88,000,613	▲967,247	87,033,366	204,407,199	▲493,358	203,913,841	15,470,792	▲37,289	15,433,503	307,878,604	▲1,497,894	103,147,908	409,528,618

(記載注意)

固有の欄には第10条第2項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には第15条で整理された

総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を、記載すること。

施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する
場合にあっては、年度ごとで作成すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第 8 (第18条第 7 項、第32条第 7 項関係)

第 1 表

		特定需要原価等と料金収入の比較表							(単位：千円)	
		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収入
初年度	特定需要									
二年度	特定需要									
三年度	特定需要									
原価算定期間計		87,033,366	203,913,841	15,433,503	103,147,908	—	409,528,618	11,349	36.09	409,524,397

(記載注意)

様式第 1 の注 1 及び 2 と同様とすること。
 施行規則第 17 条の 2 に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する
 場合にあつては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価 (円/kWh)
 の記載を省略することができる。